美　波　町
第2期子ども・子育て支援事業計画

（令和５年３月改定）

美　波　町

目　次

第1章　計画の策定に当たって

第１節　計画策定の目的 2
第２節　計画の位置づけ 2
第３節　計画の期間 3
第４節　制度の概要 3
第５節　サービスの類型 4

第2章　美波町の子どもと子育て家庭の現状と課題

第１節　人口と世帯の状況 6
１　総人口と総世帯の状況 6
２　年齢３区分別人口の推移 7
３　人口動態 8
４　世帯類型等の推移 9
５　女性の就業状況 10
６　配偶関係の状況 11
第２節　ニーズ調査からみた美波町の子育て環境について 12
１　子育てしやすいまちづくりについて 12
２　保護者の就労状況について 13
３　こども園に望むこと 14
４　小学校の教育で重視すべきと思うこと 15
第３節　美波町における子育て支援サービスの状況 16
１　こども園の状況 16
２　地域子育て支援拠点事業の状況 18
３　児童館の状況 19
４　妊婦健康診査 20
５　乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） 20
６　一時預かり事業 20
７　ファミリー・サポート・センター事業 21
８　病児保育事業 21
９　子育て短期支援事業 21
10　養育支援訪問事業 22
11　その他のサービス 22
第４節　施策の体系の考え方 23

第3章　計画の基本的な考え方

第１節　計画の基本理念 26
第２節　計画の基本方針 27
１　計画期間の将来推計人口 27
２　教育・保育提供区域の設定 28

第4章　基本施策

第１節　子育て家庭の支援……31
１　保育サービスの充実……31
２　多様な子育て支援サービスの充実……32
３　子育て支援のネットワークづくり……33
４　子どもの健全育成……34
５　多様な働き方の実現及び仕事と子育ての両立の推進……35
６　子どもの貧困対策……36
第２節　子どもと親の健康の確保と増進……38
１　子どもと親の健康の確保……38
２　食育の推進……40
３　思春期保健対策の充実……41
４　小児医療の充実……41
第３節　子どもの健やかな成長を目指した教育環境の整備……42
１　次代の親の育成……42
２　学校教育・幼児教育の充実……42
３　教育・保育の一体的提供の推進……43
４　家庭や地域の教育力の向上……44
第４節　支援が必要な子どもと家庭への取組の推進……45
１　虐待防止対策の充実……45
２　ひとり親家庭への支援……46
３　特別支援が必要な子どもへの施策の充実……46
第５節　子育てを支援する生活環境の整備……48
１　公共空間の環境整備……48
２　交通安全の推進……48
３　防犯・防災対策の推進……49
子ども・子育て支援取組一覧表……50

第5章　子ども･子育て支援サービスの提供見込量

第１節　子ども・子育て支援サービス見込量の概要……52
１　量の見込みの算出項目……52
２　量の見込みの算出方法……53
３　家庭類型の定義……53
４　量の見込みの算出方法のイメージ……54
５　量の見込み一覧……56
第２節　教育・保育給付対象事業の見込量と確保方策……57
１　見込量と確保方策……57
２　幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保……58
第３節　地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保方策……59
１　利用者支援事業……59
２　地域子育て支援拠点事業……59
３　妊婦健康診査……60
４　乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）……60

５　養育支援訪問事業等……60
６　子育て短期支援事業……61
７　一時預かり事業及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）……62
８　延長保育事業……63
９　病児保育事業……63
10　放課後児童健全育成事業（新・放課後子ども総合プラン）……64
11　実費徴収に係る補足給付を行う事業……65
12　多様な事業者の参入促進・能力活用事業……65

第6章　計画の推進……
第１節　計画の推進に当たっての役割分担と連携……68
１　連携による施策の推進……68
２　庁内における推進体制の充実……68
３　役割分担……68
第２節　計画の進行管理……69

資料編……
第１節　子ども・子育て会議設置要綱……72
第２節　計画策定の経過……74

＜本計画の対象について＞

本計画は、妊娠期を含め、０歳児～おおむね 18 歳未満の子どもとその家庭、子育て家庭を支えるすべての町民を対象としています。ただし、子どもの年齢区分や定義は関連する法令によって異なるため、原則、法令に基づく表記とし、それ以外は“子ども”と表記しています。

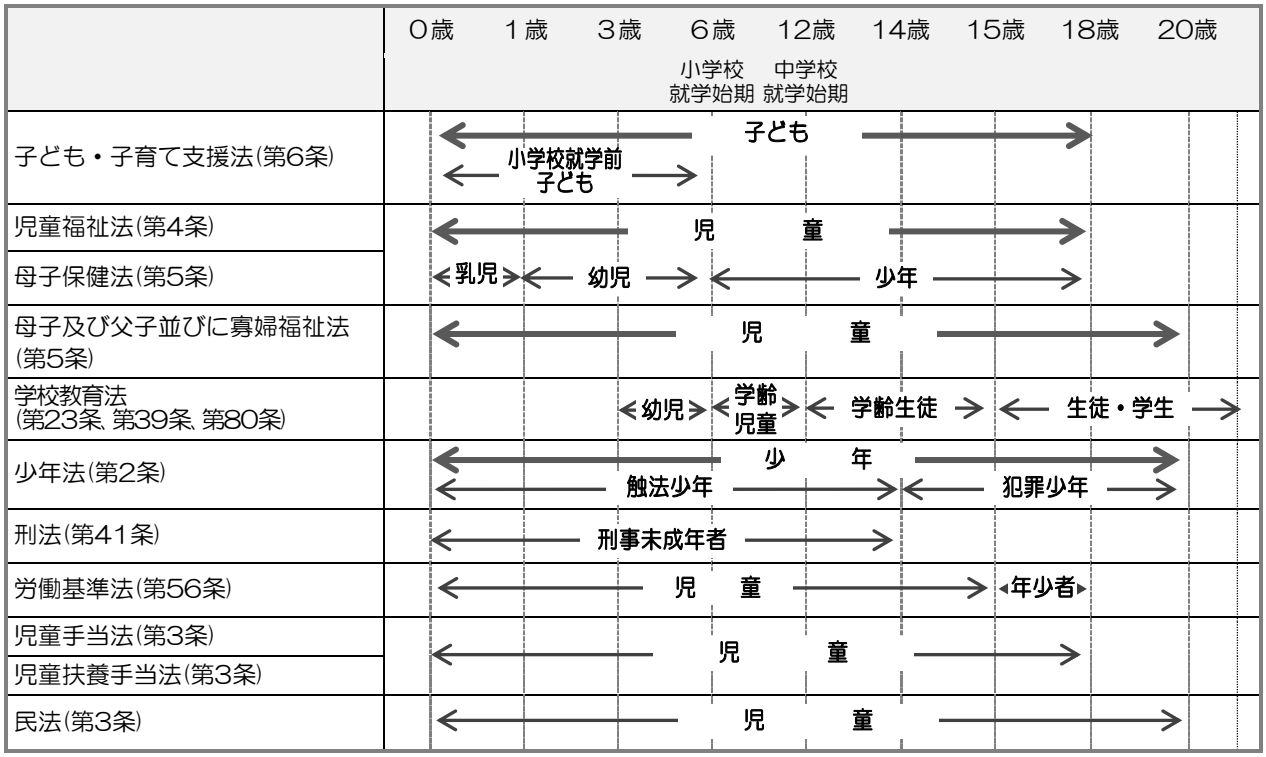

第１章

計画の策定に当たって

第1節　計画策定の目的

平成 27 年度から始まった子ども・子育て支援新制度（以下“新制度”とします）は、平成 24 年８月に制定された「子ども・子育て関連３法」に基づき、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指す制度です。

本町では、平成 25 年３月に、第２次美波町総合計画を策定し、将来像として“海・山・川の恵みを活かし、知恵と心でつくるまち　～住んでよかったと実感できるまちを目指して～”と掲げ、各種施策を積極的に推進しています。また、平成 27 年３月に「子ども・子育て支援法」に基づき、「美波町子ども・子育て支援事業計画」（以下“第１期計画”とします）を策定し、認定こども園の整備をはじめとした子ども・子育て支援を進めてきました。

本計画は、この第１期計画の終了に伴い、令和２年度からの「子ども・子育て支援法」に定められる法定事業の需要量の見込みや提供方策等をきめ細かく計画するとともに、住民や教育・保育従事者、地域、行政が協働で取り組んでいく本町における施策・事業の方向を明らかにするため、策定します。

第2節　計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、内閣府から示された「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に即して、「教育・保育提供区域」ごとの各年度の「子どものための教育・保育給付」の需要量の見込み、「地域子ども・子育て支援事業」の需要量の見込み、それらの提供体制を定めます。

また、次世代育成支援対策推進法第８条の「市町村行動計画」として、保健・医療、雇用、住環境など、まちづくりの中で総合的な視野で実施していく、各分野における施策の方向性についても、本計画で位置づけます。

なお、本計画は、上位計画である「美波町総合計画」、「美波町地域福祉計画」及びその他保健福祉関連計画との整合を図るものとします。

特に、障がい児支援の体制整備に当たっては、「美波町障がい者計画・障がい福祉計画」における障がい児支援との調和を図ります。

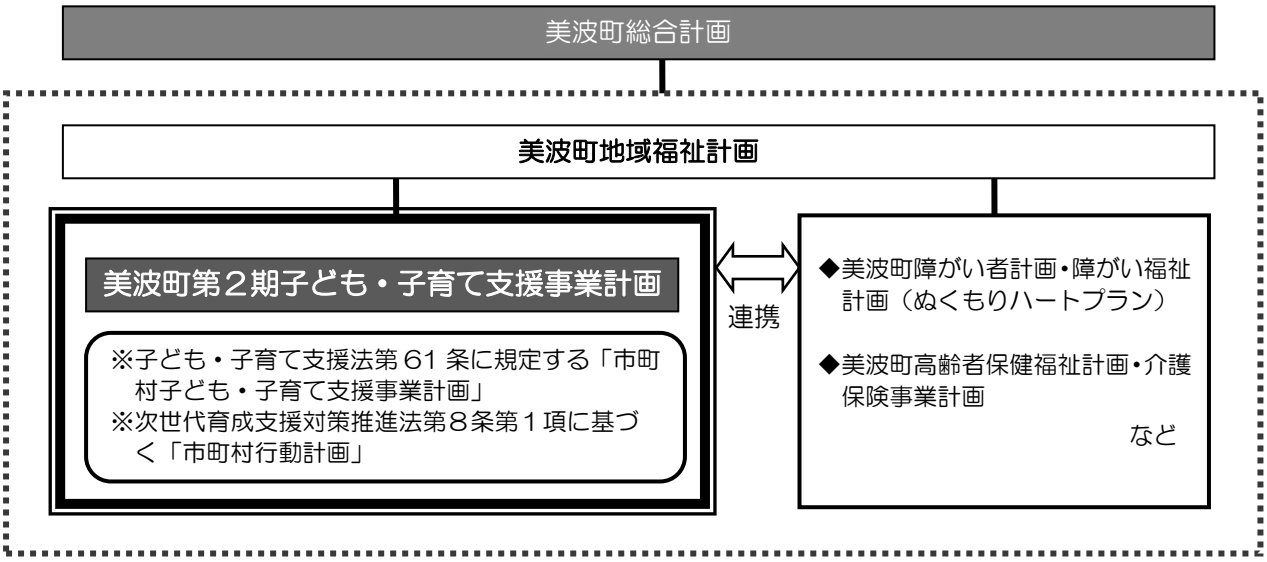

第3節　計画の期間

本計画は、令和２（2020）年度から、令和６（2024）年度までを計画期間とします。また、令和４年度に中間見直しをし、計画最終年度である令和６年度に次期計画を策定します。

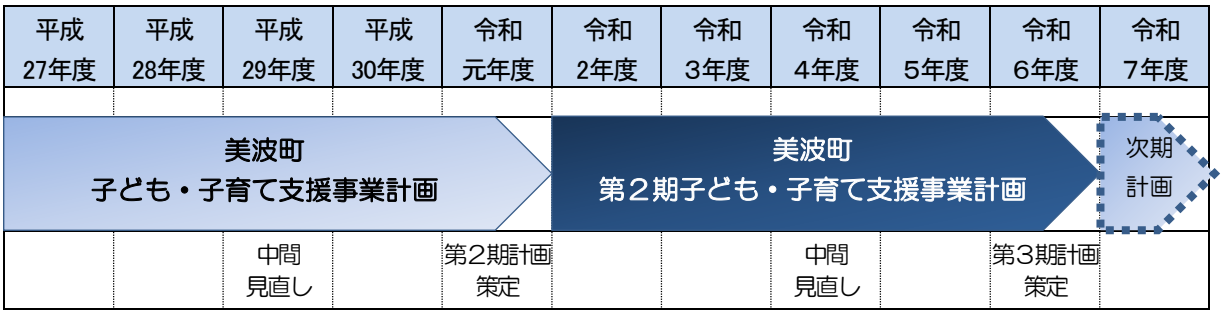

第4節　制度の概要

「子ども・子育て支援法」第２条では、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行うことが基本理念として掲げられています。

新制度おいては、共通の給付である「施設型給付」、「地域型保育給付」が創設されるとともに、認定こども園制度の認可・指導監督や財政措置等が一本化がされました。また、子ども・子育て支援に関して、基礎的自治体としての市町村の権限と責任が大幅に強化され、地域の特性や課題に即して、より柔軟に運営やサービスの提供を実施できるようになりました。さらに、ひとり親などの家族構成や、保護者の就労状況に準じた「保育の必要性の認定」の制度が導入され、支給認定を受けた子どもを保育するための供給体制を確保することが義務化されることになりました。

「第１期計画」策定後は、「子ども・子育て支援法」の改正や「ニッポン一億総活躍プラン」の閣議決定等を踏まえ、「子育て安心プラン」（平成 29 年６月）が発表され、待機児童の解消、女性の就業率の向上（M 字カーブの解消）、保育の受け皿の拡大と質の確保、保育人材の確保、保護者への「寄り添う支援」の普及促進といった方向性が打ち出されています。また、「人づくり革命」と「生産性革命」を車の両輪とする「新しい経済政策パッケージ」（平成 29 年 12 月）及び「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年６月）の閣議決定を踏まえ、令和元年 10 月から、３～５歳までのすべての子ども及び０～２歳までの住民税非課税世帯の子どもについての幼稚園、保育所、認定こども園の利用料が無償化されることになりました。

こうした国の少子化対策の変化に対応しつつ、町の現状に適したさらなる施策を推進・展開していくことが求められています。

第5節　サービスの類型

「子ども・子育て支援法」のサービスは、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の２区分となります。また、「教育・保育給付」は、県認可の「施設型給付」と市町村認可の「地域型保育給付」に分かれます。さらに、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、令和元年 10 月から幼児教育・保育の無償化が実施され、子育てのための施設等利用給付が新たに創設されました。

＜サービスの類型＞

<table>
<tr><th>法</th><th colspan="3">区分</th><th colspan="2">施設・事業等</th></tr>
<tr><td rowspan="26">子ども・子育て支援法</td><td rowspan="14">子ども・子育て支援給付</td><td rowspan="9">子どものための教育・保育給付</td><td rowspan="5">施設型給付</td><td colspan="2">公立幼稚園</td></tr>
<tr><td colspan="2">新制度への移行を選択する私立幼稚園</td></tr>
<tr><td colspan="2">認可保育所
※私立保育所については、市町村が委託費を支弁</td></tr>
<tr><td rowspan="4">認定こども園</td><td>幼保連携型認定こども園</td></tr>
<tr><td>幼稚園型認定こども園</td></tr>
<tr><td>保育所型認定こども園</td></tr>
<tr><td>地方裁量型認定こども園</td></tr>
<tr><td rowspan="4">地域型保育給付（市町村が認可）</td><td colspan="2">小規模保育</td></tr>
<tr><td colspan="2">家庭的保育</td></tr>
<tr><td colspan="2">居宅訪問型保育</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業所内保育</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">子育てのための施設等利用給付</td><td colspan="2">新制度への移行を選択しない私立幼稚園</td></tr>
<tr><td colspan="2">特別支援学校</td></tr>
<tr><td colspan="2">預かり保育事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">認可外保育施設等</td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="12">地域子ども・子育て支援事業</td><td colspan="2">利用者支援事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">地域子育て支援拠点事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">妊婦健康診査</td></tr>
<tr><td colspan="2">乳児家庭全戸訪問事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">養育支援訪問事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">子育て短期支援事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">ファミリー・サポート・センター事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">一時預かり事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">延長保育事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">病児保育事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）</td></tr>
<tr><td colspan="2">実費徴収に係る補足給付を行う事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">多様な事業者の参入促進・能力活用事業</td></tr>
</table>

第２章

美波町の子どもと子育て家庭の現状と課題

第1節　人口と世帯の状況

1　総人口と総世帯の状況

平成 31 年４月１日現在、本町の人口総数は 6,719 人、世帯数は 3,275 世帯、一世帯当たりの人口は 2.05 人となっています。人口総数、世帯数ともに減少が続いており、一世帯あたりの人数については、一貫して少人数化が進んでいます。

＜人口と世帯数の推移＞

		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
人口総数		7,416	7,227	7,076	6,885	6,719
	男性	3,440	3,339	3,268	3,193	3,136
	女性	3,976	3,888	3,808	3,692	3,583
世帯数		3,445	3,415	3,383	3,325	3,275
世帯人数		2.15	2.12	2.09	2.07	2.05

資料：住民基本台帳人口（４月１日）

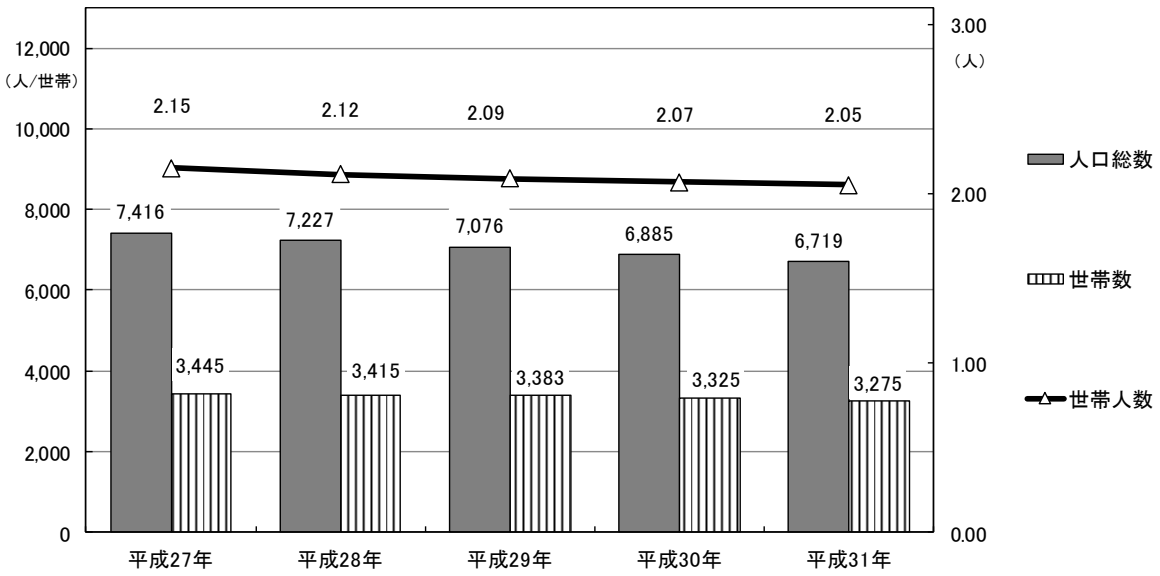

２　年齢３区分別人口の推移

平成 31 年４月１日現在、本町の 15 歳未満の年少人口は 507 人で、15 歳未満の年少人口比率は 7.5%である一方、65 歳以上の老齢人口は 3,138 人で、高齢人口比率は 46.7%となっています。年齢３区分別の人口推移をみると、少子・高齢化が進行しており、年少人口の割合については、平成 12 年のおよそ３分の２まで低下しています。

＜年齢３区分人口構成の推移＞

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 31 年
総人口	9,307	8,726	7,765	7,092	6,719
15 歳未満	1,095	900	706	579	507
割合	11.8%	10.3%	9.1%	8.2%	7.5%
15～64 歳	5,212	4,619	3,865	3,305	3,074
割合	56.0%	52.9%	49.8%	46.6%	45.8%
65 歳以上	3,000	3,204	3,193	3,208	3,138
割合	32.2%	36.7%	41.1%	45.2%	46.7%
年齢不詳	0	3	1	0	0
割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

資料：平成 12 年～平成 27 年は国勢調査（10 月１日）、平成 31 年は住民基本台帳人口（４月１日）

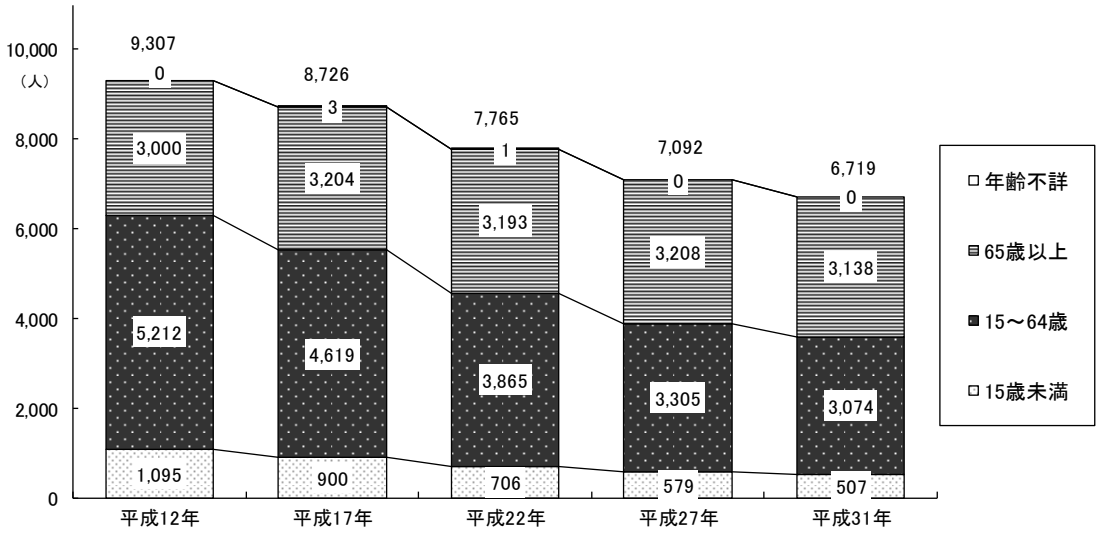

３　人口動態

本町では、自然動態については、死亡が出生を上回る自然減が続き、社会動態については、平成 14 年を除いて社会減の年が続いています。自然動態と社会動態を加算した人口動態は、平成 15 年以降、100 人～200 人の間で人口減が続いています。

＜人口と世帯数の推移＞

	人　　口						
	自然動態			社会動態			人口増減
	出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減	
平成 12 年	66	134	−68	289	422	−133	−201
平成 13 年	59	131	−72	312	441	−129	−201
平成 14 年	59	144	−85	340	305	35	−50
平成 15 年	64	123	−59	280	357	−77	−136
平成 16 年	49	133	−84	291	333	−42	−126
平成 17 年	45	144	−99	256	332	−76	−175
平成 18 年	38	144	−106	231	299	−68	−174
平成 19 年	38	121	−83	232	312	−80	−163
平成 20 年	45	158	−113	209	277	−68	−181
平成 21 年	40	152	−112	201	312	−111	−223
平成 22 年	36	137	−101	203	219	−16	−117
平成 23 年	37	143	−106	159	233	−74	−180
平成 24 年	35	136	−101	161	208	−47	−148
平成 25 年	28	141	−113	175	213	−38	−151
平成 26 年	32	166	−134	166	223	−57	−191
平成 27 年	26	143	−117	171	229	−58	−175
平成 28 年	27	152	−125	175	248	−73	−198
平成 29 年	32	150	−118	191	225	−34	−152
平成 30 年	37	150	−113	162	240	−78	−191

資料：人口動態調査（各年１月～12 月末）

4　世帯類型等の推移

国勢調査によると、本町の一般世帯数の合計は 2,886 世帯で、核家族世帯が 1,635 世帯、三世代世帯が 201 世帯、単独世帯が 879 世帯となっています。平成 12 年からの構成割合の推移をみると、単独世帯が増加し、三世代世帯が減少していますが、核家族世帯の割合にはあまり変化がありません。

18 歳未満の親族のいる世帯数は、平成 27 年では 406 世帯、一般世帯の 14.1%で、減少傾向が続いています。

＜世帯類型等の推移＞

	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	世帯	割合	世帯	割合	世帯	割合	世帯	割合
単独世帯	786	23.1%	861	26.0%	868	28.1%	879	30.5%
核家族世帯	1,954	57.4%	1,885	56.9%	1,740	56.4%	1,635	56.7%
三世代世帯	432	12.7%	348	10.5%	276	8.9%	201	7.0%
その他の世帯	233	6.8%	217	6.6%	201	6.5%	171	5.9%
合計（一般世帯数）	3,405	100.0%	3,311	100.0%	3,085	100.0%	2,886	30.5%

資料：国勢調査

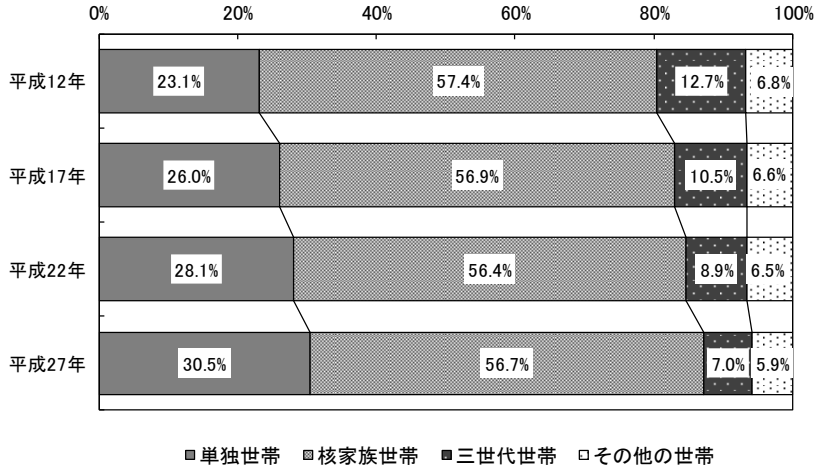

＜18 歳未満の親族のいる世帯数の推移＞

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
18 歳未満の親族のいる世帯数	774	613	493	406
一般世帯合計に占める割合	22.7%	18.5%	16.0%	14.1%

資料：国勢調査

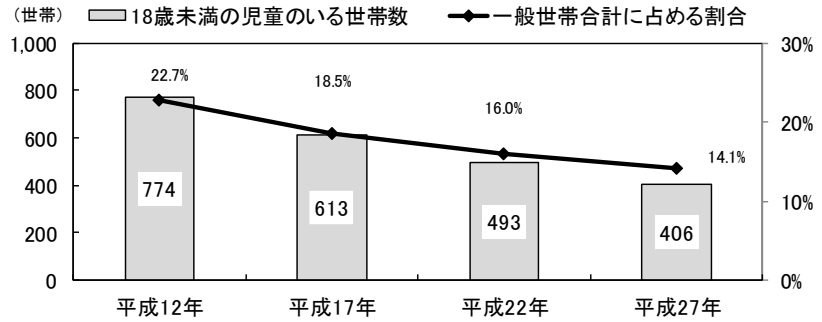

5　女性の就業状況

国勢調査によると、本町の女性の就業率は、平成 22 年は、出産・育児期にあたる 20 歳代後半から 30 歳代にかけて低くなるいわゆるM字カーブの傾向はみられませんでしたが、平成 27 年は、30～34 歳の層で低下がみられます。

また、平成 27 年について、本町と全国・県とを比較すると、すべての年齢層において全国を上回っていますが、県については、30～34 歳の層で下回っています。

＜女性の就業者数の推移＞

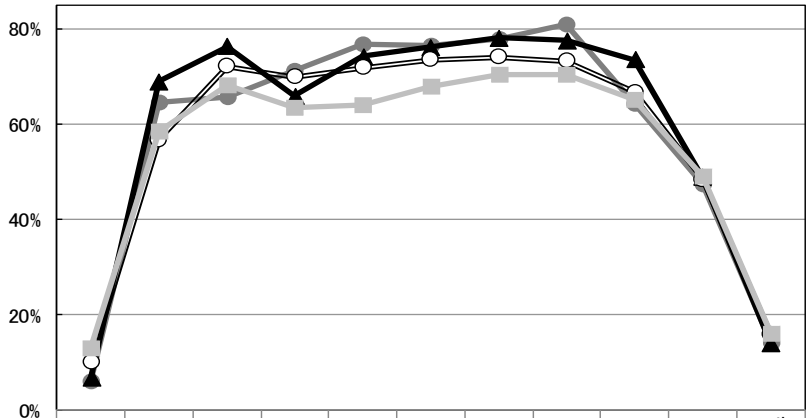

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
平成22年（美波町）	6.1%	64.6%	65.6%	71.2%	76.7%	76.6%	78.0%	80.9%	64.4%	47.5%	14.0%
平成27年（美波町）	6.7%	69.0%	76.2%	65.8%	74.1%	76.2%	78.0%	77.5%	73.4%	48.8%	13.9%
平成27年（徳島県）	10.2%	56.7%	72.1%	69.8%	71.8%	73.5%	74.1%	73.3%	66.7%	48.4%	15.8%
平成27年（全国）	12.9%	58.6%	68.2%	63.3%	64.1%	67.9%	70.3%	70.3%	65.0%	49.1%	15.9%

資料：国勢調査

また、子どもがいる家庭における共働き率（子どもがいる世帯で父母ともに就労している割合）は、平成 27 年では、６歳未満 60.9%、６～12 歳未満 83.8%と全国・徳島県を大きく上回る結果となっています。

＜共働き率の推移＞

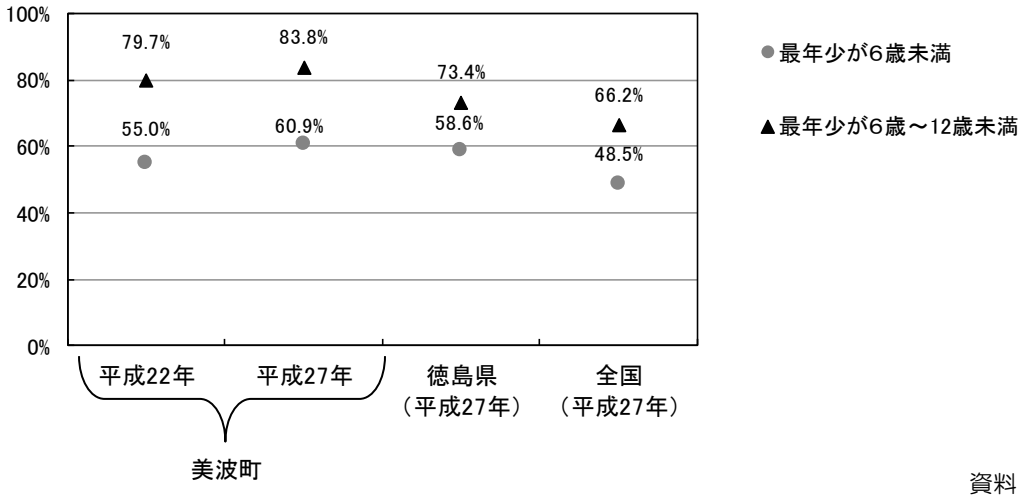

資料：国勢調査

６　配偶関係の状況

国勢調査によると、本町の平成 27 年の 20 代、30 代の未婚率（離婚した人は含まない）は、35～39 歳の層でも、男性の 43.3%、女性の 28.0%が未婚となっています。この割合は、平成 17 年の未婚率のおよそ 1.5 倍となっていますが、平成 22 年の未婚率よりはやや低下しています。しかし、30～34 歳の層における未婚率は女性の 41.7%、男性の 53.6%となっており、晩婚化傾向がうかがわれます。

平成 27 年の全国・県と比べると、本町の未婚率は女性の 25～29 歳の層を除き、全国・県の平均を上回っている状況です。

＜未婚者数の推移＞

区分	年齢	平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年		平成 27 年（参考）	
		人数	未婚の割合	人数	未婚の割合	人数	未婚の割合	徳島県	全国
女性	20～24 歳	99	83.2%	56	82.4%	81	93.1%	88.9%	88.0%
	25～29 歳	80	51.0%	73	59.8%	60	59.4%	59.5%	58.8%
	30～34 歳	68	40.2%	45	33.6%	50	41.7%	34.4%	33.6%
	35～39 歳	38	19.2%	47	32.0%	40	28.0%	24.1%	23.3%
男性	20～24 歳	112	88.2%	72	86.7%	85	94.4%	90.8%	90.5%
	25～29 歳	124	71.3%	115	74.2%	79	76.0%	65.1%	68.3%
	30～34 歳	90	52.9%	79	56.4%	75	53.6%	41.1%	44.7%
	35～39 歳	61	34.1%	73	48.0%	61	43.3%	29.4%	33.7%

資料：国勢調査

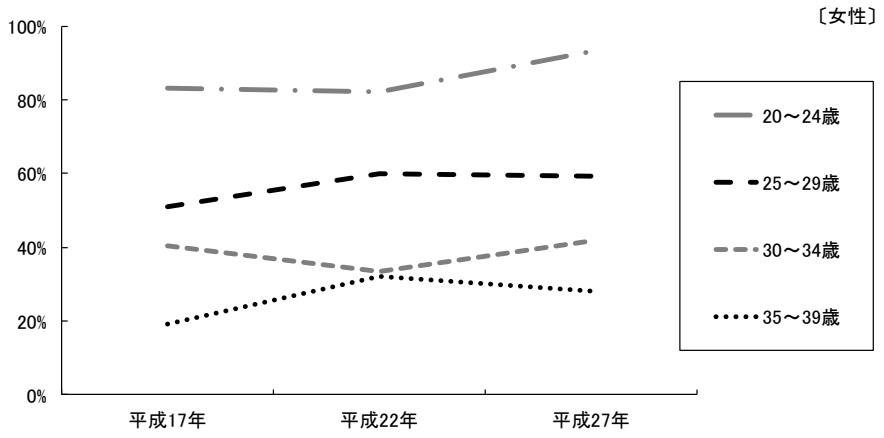

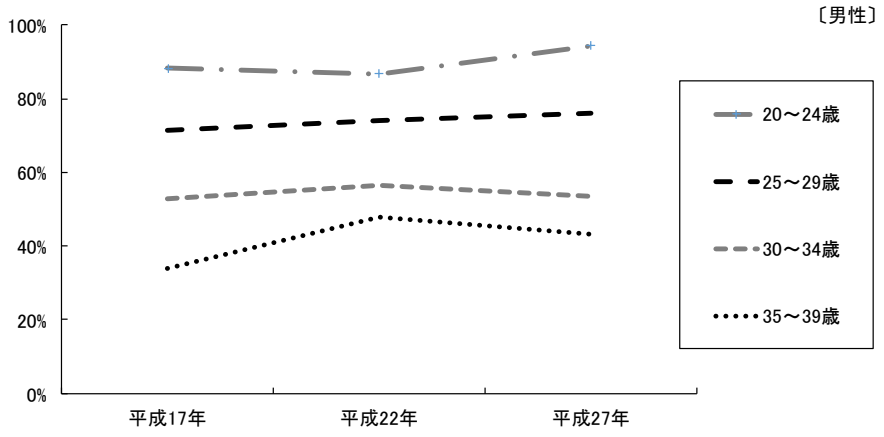

第2節　ニーズ調査からみた美波町の子育て環境について

就学前児童の教育・保育ニーズを中心に、小学生も含めた町の子育て支援への要望を調査するために、町内の小学校６年生以下の子どものいる全世帯を対象に、平成 31 年１月にニーズ調査を実施しました。有効回収率は 64.0%でした。

１　子育てしやすいまちづくりについて

ニーズ調査の「美波町は、子育てしやすいまちだと思うかどうか」という問いでは、“そう思う”が約 20%、“どちらかというとそう思う”が約 55%と、合計すると回答者の 70%以上が子育てしやすいまちだと回答しています。第１期計画時に実施した平成 25 年度の調査結果と比較すると、12.0 ポイント増となります。

＜美波町は子育てをしやすいまちか＞

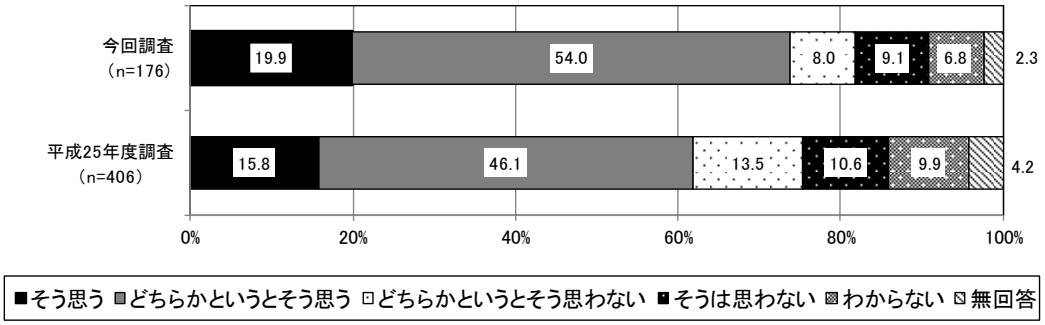

一方で、子育てをしやすいまちづくりのために重要と思うことについては、“小児医療体制の充実”を挙げている人が最も約 70%、次いで“子育てしながら働きやすい職場環境の整備”が約 45%となり、医療体制や、職場環境の整備を重視する傾向が高くなっています。

平成 25 年度の調査結果と比較すると、“子育てへの経済的支援の充実”が 6.7 ポイント増、“小児医療体制の充実”が 4.4 ポイント増となっています。

＜子育てをしやすいまちづくりのために重要と思うこと＞

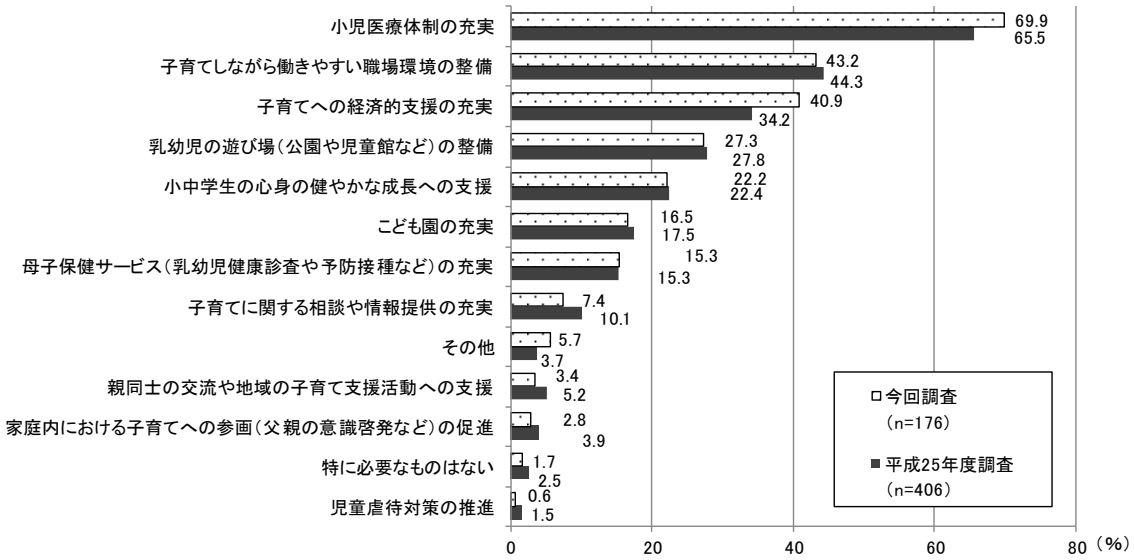

２　保護者の就労状況について

母親の就労状況については、フルタイムで就労している人が約半数、パートで就労している人が約 25%、就労していない人は約 15%となっています。

他方で父親の就労状況は、約 90%の人がフルタイムで就労しており、また育児休業等を取得している人もいませんでした。

＜母親・父親の就労状況＞

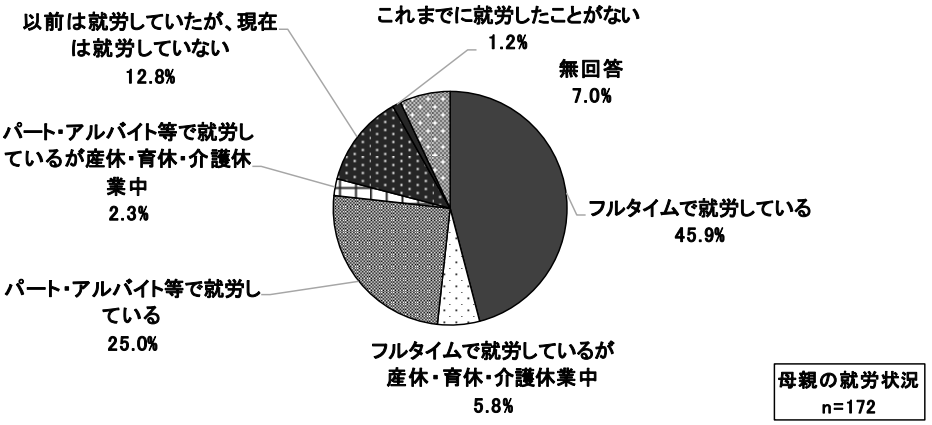

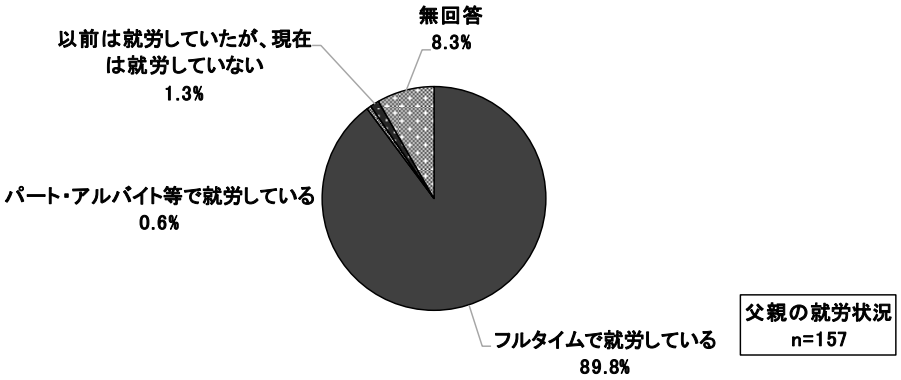

母親・父親ともに回答のあった世帯（ひとり親世帯は除く）について、父親・母親の就労状況を再集計すると、共働き世帯は約 80%となり、うち約 50%は父親・母親ともにフルタイムで就労していることからも、保育の必要性のある子どもが増えていることが推察されます。

	割合（%）			
	母親/フルタイムで就労	母親/パート・アルバイト等で就労	母親/就労していない	母親/合計
父親/フルタイムで就労	52.1	30.0	15.7	97.9
父親/パート・アルバイト等で就労	0.7	0.0	0.0	0.7
父親/就労していない	0.7	0.7	15.7	1.4
父親/合計	53.6	30.7	15.7	100.0

３　こども園に望むこと

「こども園にどのようなことを望みますか」という問いに対しては、下記のグラフのように “友達とのびのびと遊ぶこと”“自然体験など多様な体験をすること”が多くなっています。

平成 25 年度の調査結果と比較すると、“異年齢の子どもやいろいろな人とかかわること”が 6.6 ポイント増となった一方、“自然体験など多様な体験をすること”が 8.7 ポイント減となっています。

＜こども園に望むこと＞

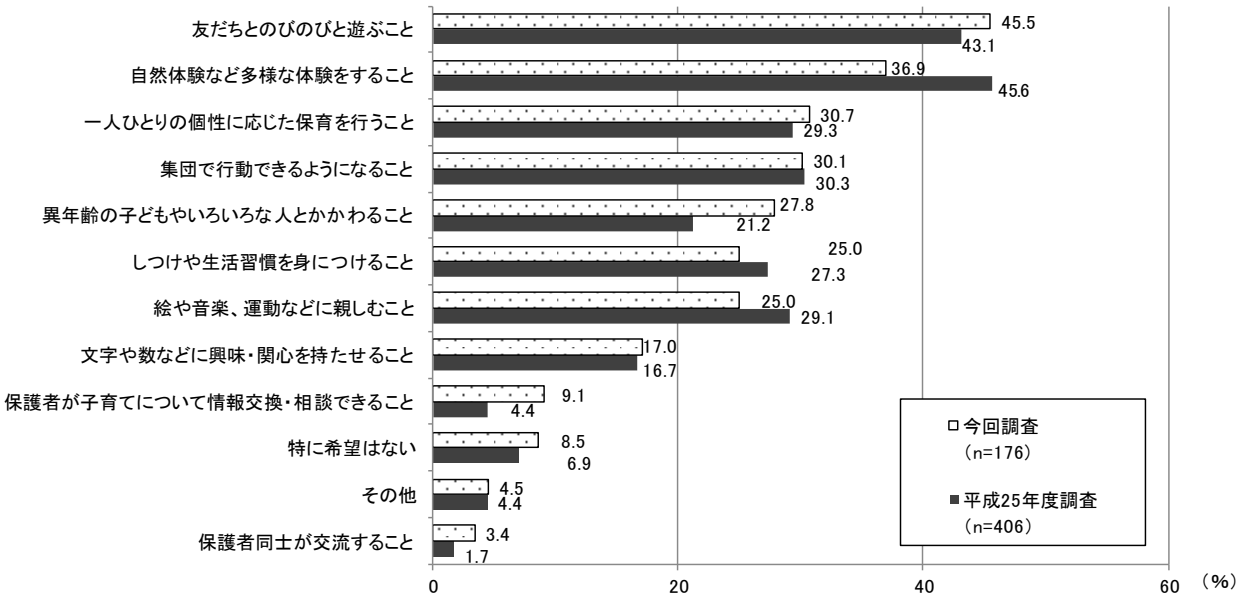

４　小学校の教育で重視すべきと思うこと

「小学校の教育で重視すべきと思うこと」という問いに対しては、下記のグラフのように“人と仲良くつきあえるなど、社会生活を営む上で必要な態度や能力”が最も多く約 65%となっています。

平成 25 年度の調査結果と比較すると、“社会の中で力強く生きていくために必要な思考力、判断力、表現力”が 10.0 ポイント増となっています。

令和２年度から順次実施される新たな学習指導要領においては、国際化、情報化などによる社会の変化に対応し、様々な社会の課題に向き合い、解決しようとする力が重視されています。しかし、“国際化、情報化など社会の変化に対応できる能力”は約 15%にとどまり、保護者が重視すべきと思うこととの差が見られます。

＜小学校の教育で重視すべきと思うこと＞

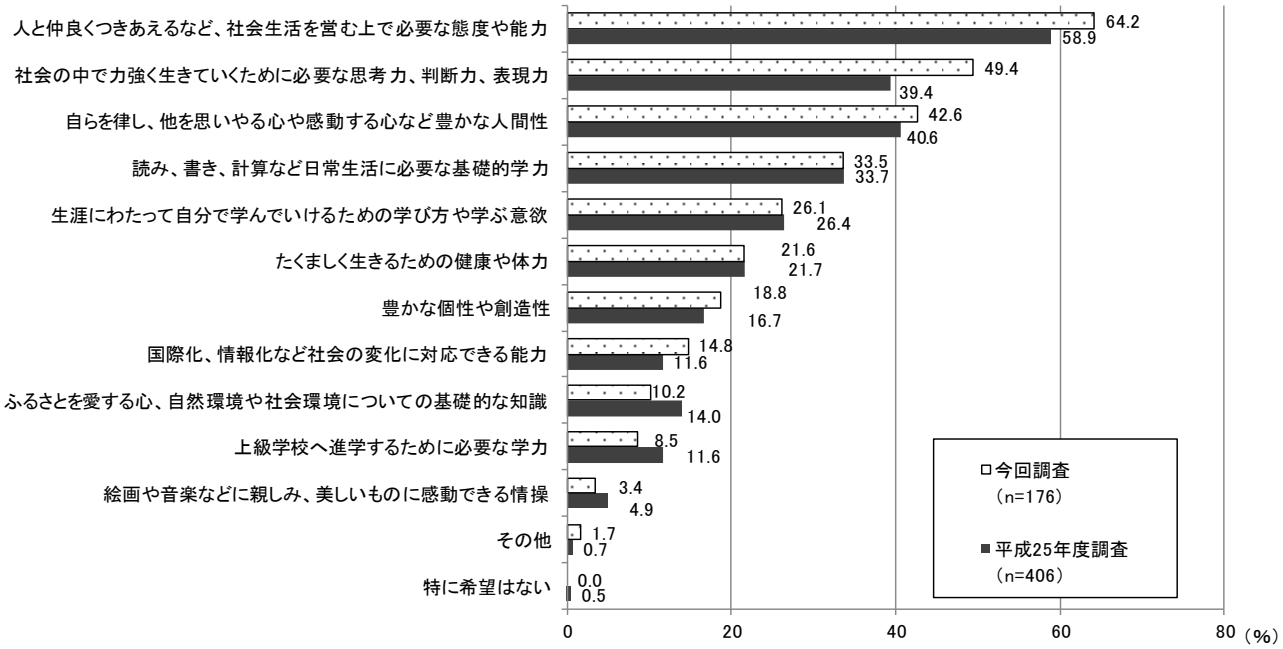

第3節　美波町における子育て支援サービスの状況

1　こども園の状況

本町における就学前の教育・保育施設としては、公立の認定こども園が４か所（休園中の木岐こども園を除く）あります。日和佐こども園、由岐こども園は６か月児から、赤松こども園、阿部こども園は１歳児から受け入れています。

〔施設の状況〕

名称	定員 総数（１号/２・３号）	所在地	対象年齢	教育・保育時間
日和佐こども園	140（20/120）人	奥河内	６か月児～5 歳児	平日・土曜日※ （7:00～18:00）
由岐こども園	60（15/45）人	西の地		
赤松こども園	25（10/15）人	赤松	１歳児～5 歳児	平日 （7:00～18:00）
阿部こども園	25（10/15）人	阿部		

※土曜日保育は、他の園に通っている園児でも利用できます。

〔年齢別利用者数（４月１日実人数）の推移〕

年齢	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
０歳児	人	2	3	3	3	4
１歳児	人	16	23	16	18	18
２歳児	人	25	25	32	22	23
３歳児	人	30	31	24	41	30
４歳児	人	37	33	30	23	39
５歳児	人	33	38	31	22	23
計	人	134	146	136	136	137

〔こども園別利用者数（４月１日実人数）の推移〕

年齢	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
日和佐こども園	人	89	101	88	102	96
由岐こども園	人	31	30	32	22	25
赤松こども園	人	8	7	6	6	9
阿部こども園	人	6	8	10	6	7
計	人	134	146	136	136	137

利用者数について、年齢別の人口に対する利用率をみると、１号認定子どもは１割前後、２号認定子どもは８割～９割、３号認定子どもについては、０歳児が１割前後、１，２歳児が６割～７割の間で推移しています。

年度によって差はありますが、１号認定の割合が低下している状況です。

全国的に三世代世帯の減少や祖父母世代の就業率が増えていることなどもあり、保育の必要性のある子どもが増えていると考えられます。

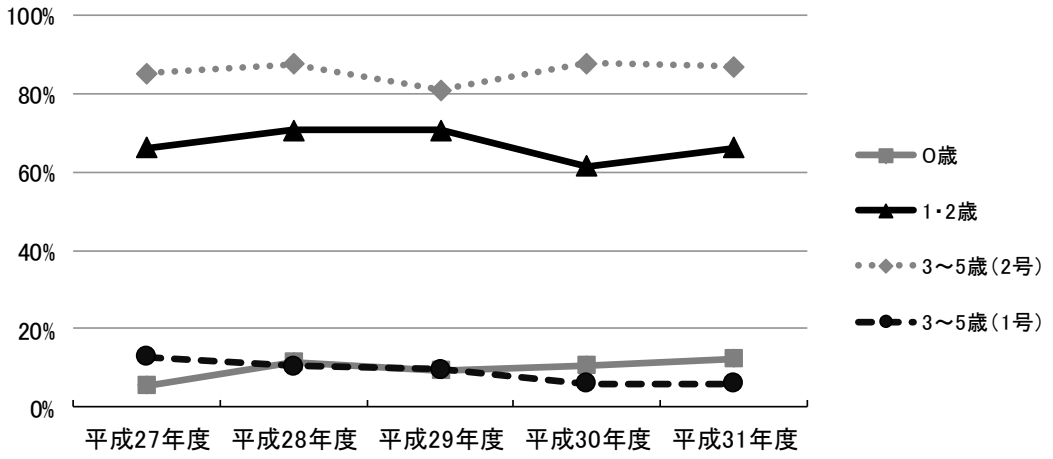

〔認定区分別利用者数（４月１日実人数）の推移〕

認定区分	年齢	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
		人	割合	人	割合	人	割合	人	割合	人	割合
１号	３～５歳	13	12.7%	11	10.6%	9	9.6%	6	6.1%	6	6.1%
２号	３～５歳	87	85.3%	91	87.5%	76	80.9%	87	87.9%	86	86.9%
３号	０歳	2	5.6%	3	11.5%	3	9.4%	3	10.7%	4	12.5%
	１～２歳	41	66.1%	48	70.6%	48	70.6%	40	61.5%	41	66.1%
計		143		153		136		136		137	

２　地域子育て支援拠点事業の状況

地域子育て支援拠点事業は、子育て世代の親子の交流の場の提供、子育てに関する相談や情報提供、講習等の開催など、子育て全般の専門的な支援を行う事業です。本町には平成 22 年度から「ももほっぺ」があります。

◆定期的なイベント

おやつづくり、手作りおもちゃづくり、親子ヨガ、タッチセラピー、英語であそぼっ　等

◆季節のイベント

節分豆まき、端午の節句、七夕、お月見、芋堀り、クリスマス、ハロウィン等

◆子育て相談窓口

〔施設の状況〕

名称	所在地	設置年月	開設日
ももほっぺ	西の地字東地	平成 22 年４月	月曜日～金曜日 （9:30～12:00、13:00～15:30）

〔利用者数の推移〕

単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延人日/月	171	160	183	183

３　児童館の状況

本町には放課後児童クラブ事業はないものの、それに代わって児童館・こども広場が放課後の児童の居場所となっています。また夏休みについても、親の就労状況を考慮し、通常より１時間早く８時半から開園しています。１日当たりの利用者数平均は、減少傾向となっています。

〔施設の状況〕

名称	所在地	設置年月	開設日
美波町児童館 マーメード	奥河内字井ノ上	平成７年４月	月曜日～金曜日(10時～12時、13時～18時) 土曜日(９時～17時) ※長期休業期間は変更あり
こども広場	西の地字東地	平成27年４月	月曜日～金曜日(９時半～12時、13時～18時) 土曜日(９時～12時、13時～17時) ※長期休業期間は変更あり

〔児童館利用者数の推移〕

			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ			延 11,400 人	延 10,332 人	延 10,769 人	延 6,876 人
１日当たり平均	通常	平日	約 45 人	約 41 人	約 38 人	約 27 人
		土曜日	約 13 人	約 10 人	約 11 人	約 9 人
	夏休み期間	平日	約 40 人	約 32 人	約 27 人	約 26 人
		土曜日	約 10 人	約 11 人	約 9 人	約 8 人

※平成 30 年度は、児童館横の工事による影響で利用者減になったと考えられます。

〔こども広場利用者数の推移〕

			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ			延 850 人	延 984 人	延 1,432 人	延 1,857 人
１日当たり平均	通常	平日	約 1 人	約 1 人	約 5 人	約 7 人
		土曜日	約 1 人	約 1 人	約 3 人	約 1 人
	夏休み期間	平日	約 1 人	約 1 人	約 6 人	約 5 人
		土曜日	約 1 人	約 1 人	約 2 人	約 1 人

４　妊婦健康診査

妊婦健診は、妊婦健康診査にかかる費用を回数 14 回分助成しています。平成 30 年度の年間利用者数（実人数）は 47 人でした。

〔利用者数（年間延回数）の推移〕

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延補助回数	延回数/年	275	247	362	357
対象人数	人	38	39	50	47

５　乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

新生児がいる全家庭を保健師が訪問し、新生児の発育発達の確認や、子育て支援に関する情報提供や相談を行います。平成 30 年度の年間延べ件数は 34 人でした。

〔年間延訪問件数の推移〕

名称	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
対象人数	人	23	28	26	34

６　一時預かり事業

①１号認定の在園児対象

１号認定の在園児を対象に、通常の教育時間終了後 14 時から希望に応じて、預かり保育を実施しています。（保護者の就労等の事業により常時保育の必要のある方には、２号認定となります。）

〔年間延人数の推移〕

単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
人日/年	0	0	5	0

②未就園児対象

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間にこども園において、一時的に預かり、必要な保護を行っています。

〔年間延人数の推移〕

単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
人日/年	121	27	261	167

7　ファミリー・サポート・センター事業

「子育ての応援を依頼したい人（依頼会員）」、「子育ての応援ができる（提供会員）」、「両方を兼ねる方（両方会員）」からなる組織で、主に提供会員の家庭において一時預かり等の援助を有料で行います。平成 27 年度から開始し、会員の相互活動に関する連絡・調整を行っています。

〔年間件数の推移〕

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
依頼会員	人	32	33	35	32
提供会員	人	12	13	13	13
両方会員	人	9	9	10	12
利用延日数	延人日	－	12	27	38

8　病児保育事業

病院・保育所等に付設された専用スペース等において、病気の子どもを看護師等が一時的に保育等をする事業です。現在、町では、医療機関での病児保育の実施が難しいことより、病後児保育事業を徳島県看護協会に委託しています。

〔年間件数の推移〕

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数	人	0	1	1	1
利用延日数	延人日	0	3	3	2

9　子育て短期支援事業

保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合及び経済的理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合に児童福祉施設で一定期間、養育、保護します。保護者負担は子どもの年齢、所得により決定します。

社会福祉法人たちばな学苑（児童養護施設）、社会福祉法人宝田寮（児童養護施設）、徳島赤十字乳児院への委託を行っていますが、平成 27 年度～平成 30 年度の実績は０となっています。

10　養育支援訪問事業

児童の養育を行うために支援を必要とする家庭に対し、養育に関する相談、指導、助言などの必要な支援を行う事業です。新生児訪問等により養育に不安があるとされた家庭に町保健師が訪問し、関係機関と連携し家庭環境の把握に努め、育児相談などの支援を実施しています。

〔年間延訪問人数の推移〕

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
対象世帯数	世帯	5	6	5	5
訪問延回数	延回数	7	14	12	18

11　その他のサービス

（1）３歳以上及び第２子以降の３歳未満の子どもの認定こども園利用料の無料化

認定こども園の利用料について、国の基準に従い、３歳以上児の認定こども園利用料を無料化しています。また、国の基準外である０～２歳児についても、原則、第２子以降の子どもの利用料を無料化しています。

（2）広域入所

定住自立圏の形成協定した阿南市・那賀町との広域入所可能により、利用者の利便性を図ります。

（3）子どもはぐくみ医療

保険適用分の子どもの医療費助成について、満 18 歳まで実施しています。

（4）ひとり親家庭の入学祝い金

ひとり親家庭の児童・遺児が小学校・中学校入学時祝い金を贈与しています。

児童１人当たり１万円

（5）出産祝い金

新生児に対し、下記金額を贈与しています。

第１子　3万円　　第２子　5万円　　第３子　8万円　　第４子以降 10 万円

（6）チャイルドシート貸与事業

希望者に対して、チャイルドシートの貸し出しを行っています。

（7）チャイルドシート購入補助金

補助金は購入価格の 1/2 で、１万円上限に行っています。

第4節　施策の体系の考え方

本町の子育て支援施策は、子ども・子育て支援関連３法や児童福祉法のみならず、保健・医療、雇用、住環境など、まちづくりの中で総合的な視野で実施していくことが重要と考えるため、本計画には、次世代育成支援後期計画から掲げてきた各分野における施策の方向性についても、引き継ぐべき事項を選択し編入しています。

国の「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」における計画記載事項

＜必須記載事項＞

1．教育・保育提供区域の設定
2．各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
3．地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
4．幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
5．子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

＜任意記載事項＞

・産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
・子どもに関する専門的な知識や技術を有する支援に関する都道府県が行う施策との連携
・労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

第３章

計画の基本的な考え方

第1節　計画の基本理念

子どもをよりよい環境の中で心身ともに健やかに育成することは、町民すべての願いであり、社会の責務でもあります。

本町では、少子化が進行する一方で、子どものいる世帯では共働き世帯が増加しており、１，２歳児から、半数以上がこども園に入園する状況が続いています。これまで、こども園における多様な保育ニーズへの対応や、相談・支援体制の充実など、きめ細かな子育て支援施策を推進してきたところですが、ニーズ調査からは、保育時間の延長などさらなる拡大も求められています。

子ども・子育て支援法では、子育てについての責任を保護者が第一義的に持つという基本的な認識のもとに、子どもやその子どもを育てる家族や地域の子育て力の低下等を踏まえ、子育てに関する新たな支え合いの仕組みを構築することを目的としています。

そのためには、家庭や地域、行政、関係機関・団体、企業・事業者など、子どもと子育て家庭を取り巻くすべての人々が子育ての意義について理解を深めることが重要です。子どもを未来の希望と捉え、子どもを安心して生み育てられる施策を実施し、子どもも親もいきいきと活動できるまちづくりを進めます。

■基本理念

地域と家庭が支えあい　子育てで笑顔になれる　みなみ

第2節　計画の基本方針

1　計画期間の将来推計人口

小学生以下（0～11 歳）の本町の児童人口は、平成 31 年に 404 人だったものが、令和６年には 318 人と５年間で 80 人弱が見込まれます。

	実績値			推計値				
	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	32	28	32	28	26	28	26	24
1歳	27	34	29	34	29	27	25	26
2歳	41	31	33	31	36	31	24	25
3歳	29	41	32	34	33	37	17	24
4歳	32	28	40	31	36	32	27	17
5歳	33	30	27	38	32	35	25	27
6歳	39	34	30	27	40	32	29	25
7歳	36	41	34	31	28	41	27	29
8歳	34	36	42	34	33	28	40	27
9歳	35	34	36	42	36	34	25	40
10歳	35	34	36	37	45	36	29	25
11歳	33	33	33	35	39	43	30	29
12歳	44	32	32	32	37	38	38	30
13歳	45	39	32	31	34	35	31	38
14歳	55	43	39	32	33	34	33	31
15歳	58	55	43	39	34	33	34	33
16歳	57	54	53	41	42	33	32	34
17歳	60	56	55	53	44	42	31	32
0～2歳合計	100	93	94	93	91	86	75	75
3～5歳合計	94	99	99	103	101	104	69	68
6～8歳合計	109	111	106	92	101	101	96	81
9～11歳合計	103	101	105	114	120	113	84	94
0～11歳合計	406	404	404	402	413	404	324	318
0～17歳合計	725	683	658	630	637	619	523	516

※平成 29 年～平成 31 年の実績人数は住民基本台帳（各年４月１日）。令和２年～令和６年の推計人口は平成 29 年～平成 31 年４月１日現在の住民基本台帳をもとに「コーホート変化率法」（同じ年（又は同じ時期）に生まれた人々の集団について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法）で算出した推計値。〈令和４年度の中間見直しにより令和５年～６年までの推計値を修正〉

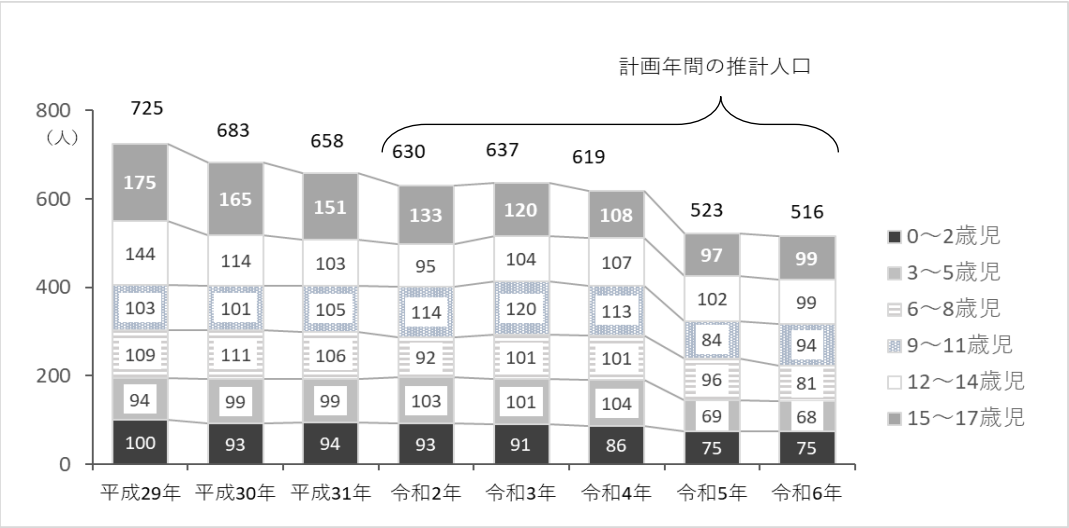

２　教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、需要の指標となる量の見込みやその確保策を「教育・保育提供区域」ごとに設定することが、「子ども・子育て支援法」に定められています。

本町は、平成 18 年３月 31 日に日和佐町と由岐町が合併して誕生しました。日和佐小学校区に人口の約７割が集中する一方、由岐小学校区には３割未満、伊座利小学校区には１割未満と、各地域ごとに人口は偏在しています。教育・保育提供区域は、事業資源の配置バランス上の枠組みであり、細かく設定すれば、きめ細やかな計画になりますが、弾力的な運用がしづらいものとなります。

このため、本町では、引き続き、町内全域で柔軟な需給体制を確保するため、教育・保育提供区域を一町一地区と設定します。

第４章

基本施策

本計画では、基本理念及び「第１期計画」の体系を引き継ぎ、次の５つの基本目標を定めます。またそれぞれの基本目標を達するために 20 の基本施策を定めます。

＜本計画での施策体系＞

＜基本理念＞	＜基本目標＞	＜基本施策＞
地域と家庭が支えあい　子育てで笑顔になれる　みなみ	１　子育て家庭の支援	①保育サービスの充実 ②多様な子育て支援サービスの充実 ③子育て支援のネットワークづくり ④子どもの健全育成 ⑤多様な働き方の実現及び仕事と子育ての両立の推進 ⑥子どもの貧困対策
	２　子どもと親の健康の確保と増進	①子どもと親の健康の確保 ②食育の推進 ③思春期保健対策の充実 ④小児医療の充実
	３　子どもの健やかな成長を目指した教育環境の整備	①次代の親の育成 ②学校教育・幼児教育の充実 ③教育・保育の一体的提供の推進 ④家庭や地域の教育力の向上
	４　支援が必要な子どもと家庭への取組の推進	①虐待防止対策の充実 ②ひとり親家庭への支援 ③特別支援が必要な子どもへの施策の充実
	５　子育てを支援する生活環境の整備	①公共空間の環境整備 ②交通安全の推進 ③防犯・防災対策の推進

第1節　子育て家庭の支援

1　保育サービスの充実

通番	取組	内容
1	認定こども園における通常保育事業の充実	・家庭との緊密な連携のもとに、子どもの状況や発達過程を踏まえ、養護と教育が一体となった総合的な保育・教育を実施していきます。 ・３歳児以下の園児に対してのニーズに応えるため保育教諭の確保に努めます。 ・1～2 月に、保育対象児童のいる家庭に認定こども園の内容等を通知し、保育サービスの利用を支援します。 ＊ 福祉課
2	障がい児保育事業の推進	・障がいのある子どもの人数や障がいの状況等に応じて、認定こども園における保育教諭の加配を行い、障がい児教育保育の実施体制を確保します。 ・対象となる子どもが増えてきているため、保育教諭の確保に努めます。 ＊ 福祉課
3	認定こども園での延長保育の実施	・保護者のニーズに対応し、18 時までの開園時間以降、19 時までの延長保育を、実情に応じて実施していきます。 ・１号認定の園児についても、一時預かりを行い対応していきます。 ＊ 福祉課
4	認定こども園におけるサービスの質の向上に向けた取組の推進	・保育教諭等を対象とした体系的・計画的な研修を実施し、教育・保育サービスの質の向上を図ります。 ・苦情受付窓口として設置している第三者委員会を周知し、苦情の解決をはじめ、安心して子どもを預けられる環境づくりを進めます。 ＊ 福祉課
5	幼保一体化の推進	・近年の子育て家庭のニーズの変化により、保育を必要とする子どもが増える中で、人間形成の基礎を培う重要な時期に、子どもが安定した生活を送るために必要な基礎的事項を会得させることにとどまらず、生涯にわたる人間形成の基礎づくりへ向けて、健全な心身の発達を助長することが求められており、その対策として幼児期の学校教育・保育の一体的提供を推進する必要があります。本町では、認定こども園における、就学前の教育と保育を一体に捉えた取組を推進していきます。 ＊ 福祉課

２　多様な子育て支援サービスの充実

通番	取組	内容
6	一時預かり事業の実施	・保護者の継続的な就労や、疾病や育児疲れの解消等を支援するために、認定こども園における一時預かり事業の実施体制を確保します。 ＊ 福祉課
7	ショートステイ事業（短期入所生活援助事業）の実施	・保護者の疾病や就労、その他身体上もしくは精神上又は環境上の理由により、家庭で子どもを養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等で子どもを預かるショートステイ事業について、関係機関との連携のもと、委託による実施体制を確保します。 ＊ 福祉課
8	放課後の子どもの居場所づくり	・児童の習い事や、クラブ活動等児童自身のスケジュールの多忙さにより、児童館のような行きたいときに気軽に行ける自由来館方式の利用希望が多く、児童館等の施設での子どもの安心安全な居場所づくりを進めていきます。 ＊ 福祉課、公民館
9	児童館の充実	・遊びによる発達の助長、児童の集団指導、世代間の交流、子育て情報の交換等を推進する観点から、定期的なイベントをはじめ、季節毎の行事、各種相談事業等の充実を図ります。 ＊ 福祉課
10	地域子育て支援拠点事業の充実	・子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談・援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等の実施等を目的とした地域子育て支援拠点事業（「ももほっぺ」で実施）の充実に努めます。 ・町広報等による事業の周知と利用を促進するとともに、関係機関との連携のもと、子育て支援の中核機関としての体制づくりを進めます。 ＊ 福祉課
11	実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施	・保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。町独自の経済的支援の実施を検討します。 ＊ 福祉課
12	多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施	・新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障がい児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業です。今後の事業者等の要望があった場合に、当事業の実施を検討します。 ＊ 福祉課
86	利用者支援事業の実施	・子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から子育て期における相談や助言を行い、必要な事業が利用できるよう支援します。 ・関係機関と連絡調整しながら、切れ目ない支援を行います。 ＊ 健康増進課

３　子育て支援のネットワークづくり

通番	取組	内容
13	養育支援訪問事業の充実	・乳児家庭全戸訪問事業などにより把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と判断される家庭に対して、保健師・助産師・看護師等が居宅を訪問し、養育に関する相談支援や育児・家事援助などを行っていきます。 ・認定こども園や地域の関係者と連携し、支援を行っていきます。 ＊ 福祉課、健康増進課
14	子育てに関する情報提供の充実	・町広報や町ＨＰ、認定こども園、「ももほっぺ」による情報提供など、多様な方法や機関による情報提供の強化に取り組みます。 ・乳幼児健診や育児相談をはじめ、母子保健事業での効果的な情報提供を行います。 ＊ 福祉課、健康増進課
15	ＰＴＡ連合会補助事業の実施	・小中学校のＰＴＡを対象に、ＰＴＡ活動全般に関する研究、会員相互の親睦、子どもの健全育成活動、教育環境の設備充実に対する補助を行います。 ＊ 教育委員会
16	子育て支援ネットワークづくりの推進	・「美波町こども支援地域協議会」の代表者会議や実務者会議による連携をはじめ、子どもと家庭への支援を目的とした関係機関や、地域の各種団体等によるネットワークの強化に取り組みます。 ＊ 福祉課
17	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施	・子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人と、援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡・調整を行っています。 ・会員の募集、育成、連絡・調整に努めており、会員の確保に取り組むとともに、町広報等による事業の周知と利用を促進し、利用・相談しやすい体制づくりに努めていきます。 ・病児保育に対応できるサポーターの養成に努めていきます。 ＊ 福祉課
18	祖父母世代への子育て情報・学習機会の提供	・時代の変化に伴う子育てへの理解を深めるために、祖父母世代の大人を対象とした子育てに関する学習講座・相談会等の開催を検討します。 ＊ 福祉課
88	こども家庭センターの検討	・子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し、児童福祉と母子保健の一体的な提供ができるこども家庭センターを検討します。 ＊ 福祉課、健康増進課、教育委員会

４　子どもの健全育成

通番	取組	内容
8	放課後の子どもの居場所づくり【再掲】	・児童の習い事や、クラブ活動等児童自身のスケジュールの多忙さにより、児童館のような行きたいときに気軽に行ける自由来館方式の利用希望が多く、児童館等の施設での子どもの安心安全な居場所づくりを進めていきます。 ＊ 福祉課、公民館
9	児童館の充実【再掲】	・遊びによる発達の助長、児童の集団指導、世代間の交流、子育て情報の交換等を推進する観点から、定期的なイベントをはじめ、季節毎の行事、各種相談事業等の充実を図ります。 ＊ 福祉課
19	認定こども園地域活動事業（世代間交流・異年齢児交流等）の推進	・小中学校の児童・生徒、地域との交流、高齢者施設への訪問など、各認定こども園が実施する交流活動の充実を図ります。 ＊ 福祉課、教育委員会
20	民生委員・児童委員の活動支援	・情報提供や意見交換、研修の機会を充実し、民生委員・児童委員、とりわけ主任児童委員の活動が円滑に行われるよう連携していきます。 ＊ 福祉課
21	子どもを対象とした相談体制の充実	・児童相談所（全国共通ダイヤル）など、子どもを対象とした電話相談の周知を強化します。 ・こども人権 110 番など、子ども向け人権相談窓口の周知を強化します。 ・夏休み期間に子ども向け人権相談を開催するなど、人権擁護委員との連携のもと、子ども本人や保護者を対象とした相談体制の充実に取り組みます。 ＊ 住民生活課、福祉課
22	青少年健全育成協議会による活動の推進	・小学校での防犯教室や、夏休みに児童を対象とした「キッズフェスティバル」の開催、町内巡視活動など、「美波町青少年健全育成協議会」による子どもの健全育成に向けた活動を推進します。 ＊ 教育委員会
23	子育て家庭への経済的支援	・認定こども園の利用料について、国の基準に従い、３歳以上児の利用料を無料化します。また、国の基準外である０～２歳児についても、原則、第２子以降の利用料を無料化します。 ・経済的理由により、子どもに義務教育を受けさせることが困難となった保護者を対象に、就学援助費（学用品費、給食費、修学旅行費等）を支給します。 ・義務教育修了後の進路選択を支援するため、高等学校通学定期購入費または宿舎使用料の一部を助成します。 ＊ 福祉課、教育委員会
88	こども家庭センターの検討【再掲】	・子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し、児童福祉と母子保健の一体的な提供ができるこども家庭センターを検討します。 ＊ 福祉課、健康増進課、教育委員会

５　多様な働き方の実現及び仕事と子育ての両立の推進

通番	取組	内容
24	**育児・介護休業制度の普及・啓発**	・町広報や町ＨＰの活用による育児・介護休業制度の普及を図ります。 ・県、公共職業安定所や商工会等との連携のもと、普及・啓発活動に努めます。 ＊ 産業振興課、総務課
25	**男女共同参画意識の啓発**	・ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて取り組みます。労働時間の短縮と育児・介護休業制度の定着に努めます。 ＊ 総務課
26	**仕事と生活の調和のための意識啓発**	・町広報等を活用し、父親・母親ともに仕事中心の考え方を改め、家庭生活や地域活動等へ積極的に参画していくという意識の啓発を行います。 ＊ 福祉課

６　子どもの貧困対策

通番	取組	内容
8	放課後の子どもの居場所づくり【再掲】	・児童の習い事や、クラブ活動等児童自身のスケジュールの多忙さにより、児童館のような行きたいときに気軽に行ける自由来館方式の利用希望が多く、児童館等の施設での子どもの安心安全な居場所づくりを進めていきます。 ＊ 福祉課、公民館
9	児童館の充実【再掲】	・遊びによる発達の助長、児童の集団指導、世代間の交流、子育て情報の交換等を推進する観点から、定期的なイベントをはじめ、季節毎の行事、各種相談事業等の充実を図ります。 ＊ 福祉課
16	子育て支援ネットワークづくりの推進【再掲】	・「美波町こども支援地域協議会」の代表者会議や実務者会議による連携をはじめ、子どもと家庭への支援を目的とした関係機関や、地域の各種団体等によるネットワークの強化に取り組みます。 ＊ 福祉課
21	子どもを対象とした相談体制の充実【再掲】	・児童相談所（全国共通ダイヤル）など、子どもを対象とした電話相談の周知を強化します。 ・子どもの人権 110 番など、子ども向け人権相談窓口の周知を強化します。 ・夏休み期間に子ども向け人権相談を開催するなど、人権擁護委員との連携のもと、子ども本人や保護者を対象とした相談体制の充実に取り組みます。 ＊ 住民生活課、福祉課
23	子育て家庭への経済的支援【再掲】	・認定こども園の利用料について、国の基準に従い、３歳以上児の利用料を無料化します。また、国の基準外である０～２歳児についても、原則、第２子以降の利用料を無料化します。 ・経済的理由により、子どもに義務教育を受けさせることが困難となった保護者を対象に、就学援助費（学用品費、給食費、修学旅行費等）を支給します。 ・義務教育修了後の進路選択を支援するため、高等学校通学定期購入費または宿舎使用料の一部を助成します。 ＊ 福祉課、教育委員会
27	子どもはぐくみ医療費の助成	・乳児・幼児・児童（18 歳以降最初の３月 31 日まで）を対象に、保険適用分の医療費の助成を行います。 ＊ 福祉課
28	生活安定に向けた自立支援の充実	・母子父子自立支援プログラム策定事業、ひとり親家庭こども自立支援事業、母子家庭等就業・自立支援センター事業、母子家庭自立支援教育訓練給付金事業など、県の支援制度に関する情報提供を強化します。 ・民生委員・児童委員をはじめ、関係機関との連携のもと、相談体制の充実を図ります。 ＊ 福祉課

29	経済的支援による自立支援の推進	・町広報や各種手続き時に、ひとり親家庭等医療費の助成や児童扶養手当などの各種制度の周知を行い、ひとり親家庭の福祉の増進を図ります。 ・父子に対する制度の充実を含め、国や県に対して、制度の一層の充実を要望していきます。 ＊ 福祉課
30	相談体制の充実	・県こども女性相談センター等の専門機関と連携して、相談の充実に努めます。 ＊ 福祉課、健康増進課
87	ヤングケアラーへの支援	・年齢や成長の度合いに見合わない責任や負担を負って、本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを、日常的に行っている子どもに対して、関係部署で情報共有し、連携して支援を行います。 ＊ 福祉課、健康増進課、教育委員会
88	こども家庭センターの検討【再掲】	・子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し、児童福祉と母子保健の一体的な提供ができるこども家庭センターを検討します。 ＊ 福祉課、健康増進課、教育委員会

第2節　子どもと親の健康の確保と増進

1　子どもと親の健康の確保

通番	取組	内容
31	母子健康手帳の交付	・妊娠届出時には、保健師・看護師が面接して、妊娠中の生活について情報提供、指導に努めます。 ＊ 健康増進課
32	妊婦健康診査受診票の交付	・妊婦健康診査受診票（14 回分）及び多胎児には超音波検査受診票を交付し、妊娠中の異常の早期発見や健康の保持増進に努めます。 ・健診結果に応じて、保健指導を実施します。 ＊ 健康増進課
33	産前・産後サポート、産後ケア事業の充実	・妊娠届出時から、母子保健事業の流れについて周知するとともに、産前・産後サポート、産後ケア事業として骨盤や乳房ケアなどの体のケアや育児相談、ベビーマッサージなどを行います。育児不安の軽減を図るとともに、子どもを育てていく楽しみがもてるよう支援します。 ＊ 健康増進課
34	新生児訪問（乳児家庭全戸訪問事業等）の充実	・保健師が新生児を訪問し（乳児家庭全戸訪問事業等）、相談や指導を通じて健康管理の支援や心配・不安の解消に努めます。 ＊ 健康増進課
35	母子健康相談の充実	・母子健康相談を実施し、身体計測や子育て相談、栄養相談を行います。子どもの発達や栄養について学習する場にします。 ＊ 健康増進課
36	乳幼児健康診査の充実	・医師・保健師・栄養士・看護師・歯科衛生士・言語聴覚士など、多職種のスタッフによる乳幼児健診を実施し、発育や発達等の確認を行います。 ・関係機関との連携も図りながら、健診実施後のカンファレンスの充実に努めます。 ・未受診者の把握とともに、フォロー体制の強化を図ります。 ＊ 健康増進課
37	予防接種の実施	・ヒブ、小児用肺炎球菌、Ｂ型肝炎、ロタウイルス（R2.10～）、四種混合、ＢＣＧ、日本脳炎、麻しん・風しん混合、水痘、二種混合、ヒトパピローマウイルスの定期予防接種を実施します。 ・受診対象者への通知を行うとともに、未接種者の把握と接種勧奨を行います。 ・予防接種の広域化など、受診しやすい体制の確保に努めます。 ＊ 健康増進課
38	乳幼児期からの健康相談・指導の充実	・教育相談・ことばの相談やその他関係機関における相談などを利用して、地域での相談事業を実施します。 ・相談事業をとおして、母子保健、児童福祉、学校教育、医療との連携も図り、支援体制を整えていきます。 ・専門職員の確保は難しくなっているため、関係機関と検討を重ねながら、町の体制を整えるとともに、職員の力量も高めていきます。 ＊ 健康増進課

39	子どもの事故予防の推進	・健診や相談事業をとおして、子どもの発達に合わせた安全への配慮や事故防止への指導を行います。 ＊ 健康増進課

２　食育の推進

通番	取組	内容
40	**食に関する学習機会の充実**	・各母子保健事業をとおして、離乳食の時期から何をどれだけ食べればいいのかがわかるように、子どもノートを使用して学習する機会を持ちます。また、実際に必要な食品の量や調理例を展示する等、保護者の方がイメージしやすい方法で支援します。 ・妊娠期から、妊娠中の栄養や子どもの栄養について考えられる学習機会の提供を検討します。 ＊ 健康増進課
41	**認定こども園における食育の推進**	・認定こども園での給食支援をとおして、また学校給食との連携によって、子どもの食のあり方について考えていきます。月１回の給食検討会においても引き続き食育の推進について考えます。 ・給食だよりや給食サンプル、試食会等を通じて、子どもや保護者に食に関する正しい情報や、生活習慣病予防の周知を行います。 ・給食の地場産物使用率を高め、郷土料理等を取り入れます。 ＊ 福祉課、健康増進課
42	**小中学校における食育の推進**	・学校栄養士や食生活改善推進員による調理実習など、食育学習の実施や生活習慣の改善に取り組みます。 ・給食だよりや給食サンプル、試食会等を通じて、子どもや保護者に食に関する正しい情報や、生活習慣病予防の周知を行います。 ・給食の地場産物使用率を高め、郷土料理等を取り入れます。 ＊ 教育委員会、健康増進課

３　思春期保健対策の充実

通番	取組	内容
43	**心の健康支援**	・引き続き小中学校へのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置を行い、相談体制の充実に努めます。 ・年１回、こころの健康づくり講演会（思春期講演会）を実施します。 ＊ 教育委員会、健康増進課
44	**未成年者の喫煙及び飲酒、薬物乱用の害についての理解促進**	・小中学校での指導強化とともに、県教育委員会と連携し、高校生への教育も推進していきます。 ・健康づくり事業を活用して、喫煙や薬物乱用の害についての理解を促進します。 ＊ 教育委員会、健康増進課
45	**思春期保健事業の推進**	・発達段階に応じた性教育を各小中学校で実施します。また、中学生を対象に、性教育の講演会を開催します。 ＊ 教育委員会、健康増進課

４　小児医療の充実

通番	取組	内容
46	**不妊治療に関する支援制度の普及啓発**	・県や関係団体との連携により、不妊治療支援制度の普及を図ります。パンフレットや広報誌などによる広報活動は引き続き行います。 ＊ 福祉課、健康増進課
27	**子どもはぐくみ医療費の助成【再掲】**	・乳児・幼児・児童（18 歳以降最初の３月 31 日まで）を対象に、保険適用分の医療費の助成を行います。 ＊ 福祉課
47	**医療情報の提供**	・地域住民のニーズの多様化等、医療保健行政は、著しく変化しているために、町の広報誌等を通じて随時、国・県からの新しい情報を住民に提供していきます。 ＊ 健康増進課、福祉課

第3節　子どもの健やかな成長を目指した教育環境の整備

1　次代の親の育成

通番	取組	内容
48	保育体験活動の推進	・認定こども園が行う地域活動事業で、次代の親となる児童・生徒が園児とふれあう機会（保育体験等）を提供し、生命の大切さ、思いやりの心を育むとともに、父性や母性の意識の向上に努めます。 ＊ 福祉課、教育委員会
49	母子保健事業を通じた子どもを生み育てることの意識の啓発	・母子保健事業や中学校でのこころの健康づくり講演会を通じて、対象者の方に、子どもを産み育てることについて考えることができるような学習を深めます。 ＊ 健康増進課
25	男女共同参画意識の啓発【再掲】	・ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて取り組みます。労働時間の短縮と育児・介護休業制度の定着に努めます。 ＊ 総務課

2　学校教育・幼児教育の充実

通番	取組	内容
50	確かな学力の向上に向けた指導体制の充実	・指導体制の充実に向けて、県教育委員会との連携も図りながら、人的配置に努めていきます。 ・研修や交流による教職員の資質の向上を促進します。 ・外国青年招致事業や JET プログラム（語学指導等を行う外国青招致事業）の活用による外国語指導助手の配置など、国際化や情報化に対応した特色のある教育課程の編成に努めます。 ＊ 教育委員会
51	豊かな心の育成	・道徳授業の充実とともに、学校行事や活動の中で道徳的感性を育てる機会を創出します。 ・町内の清掃活動を通じて、ふるさとの自然の美しさを知り、ふるさとを大切にする心を醸成します。 ＊ 教育委員会
52	健やかな体の育成	・スポーツを通じて、仲間と目標に向かって粘り強く、やり遂げる力を身につけるための体力・気力の向上に努めます。 ・学校教育における教科体育や部活動の充実に向けて、人員の確保に努めます。 ・休日の運動部活動の地域移行を推進します。 ＊ 教育委員会

53	相談活動の充実	・引きこもりの防止や子どもの状況に応じた支援を行うために、学級担当や家庭との連携を図りながら、別室登校や個別指導などの対応を行います。 ・教育相談員等による学校や家庭等の巡回を定期的に実施し、子どもや家庭の悩みなどの解消に努めます。 ・小中学校へのスクールカウンセラーの配置など、児童・生徒が気軽に相談できる体制づくりに努めます。 ＊ 教育委員会
54	信頼される学校づくり	・PTA 連合会との協力体制を強化し、家庭・地域・学校の連携に繋げていきます。 ・地域への情報発信、地域の人材活用、地域行事への参加など、学校と地域との連携強化に取り組みます。 ＊ 教育委員会
55	基本的な生活習慣の確立や健康づくりの推進	・健康づくりや食育を推進する観点から、学校との連携による保健事業の充実に努めます。 ・児童・生徒の健康を保持増進するために、学校保健委員会で健康問題の研究や協議を行うとともに、具体的な活動を推進していきます。 ＊ 教育委員会、健康増進課
56	学校における防犯・救急処置・安全管理体制の確保	・緊急対応マニュアル・防災マニュアルの充実とともに、関係機関との連携のもと、不審者対応、火災避難訓練を実施します。 ・防犯体制について、学校と地域との連携を強化します。 ＊ 教育委員会

３　教育・保育の一体的提供の推進

通番	取組	内容
57	幼児教育の推進	・認定こども園において、幼児教育を推進していきます。 ＊ 福祉課
58	教育・保育の一体的提供の推進	・認定こども園と小学校との間での職員の交流等による連携を推進し、質の高い教育・保育を提供するよう努めます。 ＊ 教育委員会、福祉課

４　家庭や地域の教育力の向上

通番	取組	内容
59	**家庭教育の推進**	・児童・生徒の保護者を対象にした各種講演会を開催し、家庭教育への支援を行います。 ＊ 教育委員会
60	**地域の教育力の向上**	・公民館事業等において、子どもや親子を対象に、地域の大人が講師となり、郷土料理や季節の行事などを体験できる講座等の開催を検討します。 ・体育協会やスポーツ少年団等への活動支援、総合型地域スポーツクラブの育成など、スポーツを通じた地域の教育力の向上に努めます。 ・国際化、情報化など社会の変化にふれる教育機会の提供に努めます。 ＊ 教育委員会
18	**祖父母世代への子育て情報・学習機会の提供【再掲】**	・時代の変化に伴う子育てへの理解を深めるために、祖父母世代の大人を対象とした子育てに関する学習講座・相談会等の開催を検討します。 ＊ 福祉課

第4節　支援が必要な子どもと家庭への取組の推進

1　虐待防止対策の充実

通番	取組	内容
61	子どもの人権や児童虐待防止に関する啓発活動の推進	・公共施設窓口に冊子やポスターを掲示し、啓発活動を行います。 ・中学校までの全児童に対し、周知チラシ等を配布していきます。 ＊ 福祉課
62	子育てに関する正しい知識の普及と虐待の早期発見の推進	・妊婦ノート、子どもノートなどの学習教材をもとに、保護者と学習できる機会をつくります。子どもの発達について理解を深め、子育ての楽しさを感じられるようなサポートも大切であるため、関係機関や地域でのサポート体制も考えながら支援していきます。 ＊ 福祉課、健康増進課
13	養育支援訪問事業の充実【再掲】	・乳児家庭全戸訪問事業などにより把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する相談支援や育児・家事援助などを行っていきます。 ＊ 福祉課、健康増進課
63	小学生や保護者を対象とした児童虐待・いじめ等の暴力防止教育の充実	・体罰によらない子育ての推進、子どもへの暴力防止や人権教育プログラムの実施など、子どもや保護者、教職員を対象とした学習機会の充実に努めます。 ＊ 教育委員会
64	こども支援地域協議会による支援の推進	・「美波町こども支援地域協議会」における代表者会議実務者会議の開催に加え、庁内の関係課や関係機関の連携を円滑に行うことができるよう努めます。 ・実務者会議を中心に、保護や支援の必要な子どもや家庭への具体的な支援内容を検討し、早期対応に繋げます。 ・子ども家庭総合支援拠点において、様々な関係機関との連携を強化して相談体制の充実に努めます。 ＊ 福祉課
65	ドメスティックバイオレンス(DV)防止に関する啓発と被害者への支援	・引き続き、各関係機関を通じて、DV の早期発見を行うとともに、早期対応に向けた連携を強化します。 ＊ 住民生活課
88	こども家庭センターの検討【再掲】	・子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し、児童福祉と母子保健の一体的な提供ができるこども家庭センターを検討します。 ＊ 福祉課、健康増進課、教育委員会

２　ひとり親家庭への支援

通番	取組	内容
28	**生活安定に向けた自立支援の充実【再掲】**	・母子父子自立支援プログラム策定事業、ひとり親家庭こども自立支援事業、母子家庭等就業・自立支援センター事業、母子家庭自立支援教育訓練給付金事業など、県の支援制度に関する情報提供を強化します。 ・民生委員・児童委員をはじめ、関係機関との連携のもと、相談体制の充実を図ります。 ＊ 福祉課
29	**経済的支援による自立支援の推進【再掲】**	・町広報や各種手続き時に、ひとり親家庭等医療費の助成や児童扶養手当などの各種制度の周知を行い、ひとり親家庭の福祉の増進を図ります。 ・父子に対する制度の充実を含め、国や県に対して、制度の一層の充実を要望していきます。 ＊ 福祉課
30	**相談体制の充実【再掲】**	・県こども女性相談センター等の専門機関と連携して、相談の充実に努めます。 ＊ 福祉課、健康増進課
88	**こども家庭センターの検討【再掲】**	・子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し、児童福祉と母子保健の一体的な提供ができるこども家庭センターを検討します。 ＊ 福祉課、健康増進課、教育委員会

３　特別支援が必要な子どもへの施策の充実

通番	取組	内容
66	**障がいに関する正しい知識の普及**	・障がいの内容や当事者組織の活動など、多様な情報を提供し、障がいに関する正しい知識の普及を図ります。 ＊ 福祉課
67	**障がいの早期発見・早期対応**	・医師・保健師・栄養士・保育教諭・歯科衛生士・言語聴覚士など、多職種のスタッフによる乳幼児健診を実施し、発育や発達等の確認を行います。 ・関係機関との連携も図りながら、健診実施後のカンファレンスの充実に努め、障がいの早期対応に繋げていきます。 ＊ 福祉課、健康増進課
68	**自立支援及び地域生活支援の推進**	・「美波町障がい者計画・障がい福祉計画」に基づく訪問系及び日中活動系サービス、地域生活支援事業の着実な推進を行います。 ＊ 福祉課
69	**障害児通所支援の推進**	・障害児通所支援として児童発達支援事業、放課後等デイサービス、保育所等訪問事業を推進していきます。 ＊ 福祉課

70	障がい児相談支援	・通所サービスを利用するすべての障がい児を対象に、相談支援専門員がケアプランを作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。また、基本相談支援（通常の相談）も行います。 ＊ 福祉課
2	障がい児保育事業の推進【再掲】	・障がいのある子どもの人数や障がいの状況等に応じて、認定こども園における保育教諭の加配を行い、障がい児教育保育の実施体制を確保します。 ＊ 福祉課
71	教育環境の充実	・障がいのある児童・生徒の人数や障がいの状況に応じて、小中学校へ特別支援学級・通級指導教室等を設置します。 ・特別支援教育の関係者等で組織する教育支援委員会において、就学に関する支援を行います。 ・特別支援学校等と連携し、教育相談の充実を図ります。 ＊ 教育委員会
72	特別支援連携協議会による支援の推進	・「美波町特別支援連携協議会」において、全体会、支援ケース会議を開催し、関係機関の連携を確保します。 ・支援ケース会議では、関係機関が連絡調整を図りながら、生き生きと自立した生活を送るために必要な支援を継続させるために、〝個別の支援計画〟を策定します。 ＊ 教育委員会
73	特別児童扶養手当、障害児福祉手当等の支給	・特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当、障害児福祉手当等の支給を行います。 ＊ 福祉課

第5節　子育てを支援する生活環境の整備

1　公共空間の環境整備

通番	取組	内容
74	公共施設等の子ども及び親子連れに配慮した施設機能の充実	・公共施設の中で、子どもや親子連れの利用が多い施設を中心に、施設機能の維持や充実を進めます。 ＊ 産業振興課、教育委員会
75	鉄道駅等の旅客施設、バス車両等のバリアフリー化	・関係機関への協力を要請するとともに、公的に施策展開が可能なところについては、積極的にバリアフリー化を推進していきます。 ＊ 総務課

2　交通安全の推進

通番	取組	内容
76	交通安全に関する意識の啓発	・町広報・町 HP による啓発や、春秋の交通安全運動など、多様な機会を通じて交通安全意識を醸成します。 ・自転車乗車用ヘルメットの着用等、自転車の安全利用を推進します。 ＊ 消防防災課
77	チャイルドシートの貸与及び購入補助金交付事業等の推進	・町広報や町 HP、関係機関による事業の周知を行い、利用促進を図ります。 ・認定こども園を通じて、チャイルドシートの使用に関するパンフレットを配布し、正しい使用方法の周知と使用率の向上に努めます。 ＊ 福祉課
78	交通安全教育の推進	・認定こども園、小学校で交通安全教室を開催し、横断歩道の渡り方や自転車の乗り方等を指導します。 ・保育教諭を対象とした交通安全指導者研修会を開催し、指導体制の充実に努めます。 ＊ 消防防災課、福祉課、教育委員会
79	交通安全施設等の整備	・交通量が多い道路や通学通園路等を中心に、危険箇所の把握や点検を行い、各種交通安全施設等の整備又は適切な維持管理を図ります。 ＊ 建設課、消防防災課

３　防犯・防災対策の推進

通番	取組	内容
80	**地域防犯活動の推進**	・町広報や町ＨＰによる啓発をはじめ、多様な機会を通じて自主防犯意識の醸成を図ります。 ・警察等との連携のもとに、学習会の開催や組織化の支援など、防犯ボランティアの育成・支援を推進します。 ・民生委員・児童委員定例会をはじめ、各種団体等の会合の場を活用し、子どもの安全確保に関する啓発を強化します。 ・青色防犯パトロール隊によるパトロール活動を実施します。 ＊ 消防防災課
81	**防犯講習の実施**	・警察等の協力を得ながら、小学校での不審者対応の指導や訓練を実施していきます。 ＊ 教育委員会
82	**「子どもたちの安全を守る家」事業の推進**	・町広報等を通じて事業の周知を行うとともに、“子どもたちの安全を守る家”のステッカーを掲げる商店等の拡充に努めます。 ・学校、防犯活動団体や地域、公共交通機関との連携のもと、本制度を推進していきます。 ＊ 教育委員会
83	**安心メール配信の実施検討**	・子どもの安全にかかわる事件や不審者等の情報を、メールで保護者等に配信する仕組みについて検討します。 ＊ 教育委員会
84	**情報モラル教育の推進**	・インターネット上の有害情報やいじめから子どもを守るために、家庭・地域・学校が連携した携帯電話やインターネットの利用に関する情報モラル教育を推進します。 ＊ 教育委員会
85	**子どもに配慮した防災対策の推進**	・認定こども園・学校などでの防災教育、防災訓練を充実するとともに、避難・救助・情報提供など各分野で子どもに配慮した防災対策に努めます。また、関係各課や関係団体と連携し、合同の防災訓練などの実施を検討していきます。 ＊ 消防防災課、福祉課、教育委員会

子ども・子育て支援取組一覧表

連番	取組	ページ
1	認定こども園における通常保育事業の充実	31
2	障がい児保育事業の推進	31　47
3	認定こども園での延長保育の実施	31
4	認定こども園におけるサービスの質の向上に向けた取組の推進	31
5	幼保一体化の推進	31
6	一時預かり事業の実施	32
7	ショートステイ事業(短期入所生活援助事業)の実施	32
8	放課後の子どもの居場所づくり	32　34　36
9	児童館の充実	32　34　36
10	地域子育て支援拠点事業の充実	32
11	実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施	32
12	多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施	32
13	療育支援訪問事業の充実	33　45
14	子育てに関する情報提供の充実	33
15	PTA 連合会補助事業の実施	33
16	子育て支援ネットワークづくりの推進	33　36
17	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の実施	33
18	祖父母世代への子育て情報・学習機会の提供	33　44
19	認定こども園地域活動事業の推進(世代間交流・異年齢児交流等)	34
20	民生委員・児童委員の活動支援	34
21	子どもを対象とした相談体制の充実	34　36
22	青少年健全育成協議会による活動の推進	34
23	子育て家庭への経済的支援	34　36
24	育児・介護休業制度の普及・啓発	35
25	男女共同参画意識の啓発	35　42
26	仕事と生活の調和のための意識啓発	35
27	子どもはくぐみ医療費の助成	36　41
28	生活安定に向けた自立支援の充実	36　46
29	経済的支援による自立支援の推進	37　46
30	相談体制の充実	37　46
31	母子健康手帳の交付	38
	妊婦健康診査受診票の交付	38
33	産前・産後サポート、産後ケア事業の充実	38
34	新生児訪問(乳児家庭全戸訪問事業等)の充実	38
35	母子健康相談の充実	38
36	乳幼児健康診査の充実	38
37	予防接種の実施	38
38	乳幼児期からの健康相談・指導の充実	39
39	子どもの事故予防の推進	39
40	食に関する学習機会の充実	40
41	認定こども園における食育の推進	40
42	小中学校における食育の推進	40
43	心の健康支援	41
44	未成年者の喫煙及び飲酒、薬物乱用の害についての理解促進	41

連番	取組	ページ
45	思春期保健事業の推進	41
46	不妊治療に関する支援制度の普及啓発	41
47	医療情報の提供	41
48	保育体験活動の推進	42
49	母子保健事業を通じた子どもを生み育てることの意識の啓発	42
50	確かな学力の向上に向けた指導体制の充実	42
51	豊かな心の育成	42
52	健やかな体の育成	42
53	相談活動の充実	43
54	信頼される学校づくり	43
55	基本的な生活習慣の確立や健康づくりの推進	43
56	学校における防犯・救急処置・安全管理体制の確保	43
57	幼児教育の推進	43
58	教育・保育の一体的提供の推進	43
59	家庭教育の推進	44
60	地域の教育力の向上	44
61	子どもの人権や児童虐待防止に関する啓発活動の推進	45
62	子育てに関する正しい知識の普及と虐待の早期発見の推進	45
63	小学生や保護者を対象とした児童虐待・いじめ等の暴力防止教育の充実	45
64	こども支援地域協議会による支援の推進	45
65	ドメスティックバイオレンス(DV)防止に関する啓発と被害者への支援	45
66	障がいに関する正しい知識の普及	46
67	障がいの早期発見・早期対応	46
68	自立支援及び地域生活支援の推進	46
69	障害児通所支援の推進	46
70	障がい児相談支援	47
71	教育環境の充実	47
72	特別支援連携協議会による支援の推進	47
73	特別児童扶養手当、特別障害者手当の支給	47
74	公共施設等の子ども及び親子連れに配慮した施設機能の充実	48
75	鉄道駅等の旅客施設、バス車両等のバリアフリー化	48
76	交通安全に関する意識の啓発	48
77	チャイルドシートの貸与及び購入補助金交付事業の推進	48
78	交通安全教育の推進	48
79	交通安全施設等の推進	48
80	地域防犯活動の推進	49
81	防犯講習の実施	49
82	「子どもたちの安全を守る家」事業の推進	49
83	安心メール配信の実施検討	49
84	情報モラル教育の推進	49
85	子どもに配慮した防災対策の推進	49
86	利用者支援事業の実施	32
87	ヤングケアラーへの支援	37
88	こども家庭センターの検討	33 34 37 45 46

第５章

子ども・子育て支援の見込量と確保方策

第1節　子ども･子育て支援サービス見込量の概要

本事業計画における事業量は、推計人口とニーズ調査の結果をもとに、以下の方法で算出しました。なお詳細は、『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』（以下、『手引き』と略称）をご参照ください。

1　量の見込みの算出項目

（1）　教育・保育給付事業

	対　象　事　業	対象年齢
1	１号認定（認定こども園（短時部）及び幼稚園） ※専業主婦（夫）家庭、就労短時間家庭	３～５歳
2	２号認定のうち、幼稚園利用希望が強い家庭 （認定こども園（短時部）及び幼稚園）	３～５歳
3	２号認定（認定こども園（長時部）及び保育園）	３～５歳
4	３号認定（認定こども園（長時部）及び保育園＋地域型保育事業）	０～２歳

（2）　地域子ども・子育て支援事業

	対　象　事　業	対象年齢
1	利用者支援事業	―
2	地域子育て支援拠点事業	０～２歳
3	妊婦健康診査	―
4	乳児家庭全戸訪問事業	０歳
5	養育支援訪問事業等	０～18 歳
6	子育て短期支援事業	０～５歳
7	ファミリー･サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	０～５歳、 １～６年生
8	一時預かり事業	０～５歳
9	延長保育事業	０～５歳
10	病児保育事業	０～５歳
11	放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	１～６年生

※１「利用者支援事業」、３「妊婦健康診査」、４「乳児家庭全戸訪問事業」、５「養育支援訪問事業等」は、事業形態の性質上、ニーズ調査とは別に量の見込みを算出しました。

２　量の見込みの算出方法

最初にコーホート変化率法によって、本町の令和２～６年度の０～11 歳の子どもの人口を推計しました。

次に、ニーズ調査結果の父親・母親の就労形態及び就労希望の形態（フルタイム、パートタイム、無業）から家庭類型を区分し、それぞれの家庭類型別の児童数を算出しました。

家庭類型ごとに利用状況・利用意向（希望）から利用意向率を求め、それを年度ごとの児童数の推計値に掛け合わせることにより、量の見込みを算出しました。

※コーホート変化率法…将来人口の推計手法

※教育・保育の量の見込みは、１号、２号、３号別に、年度ごとに算出

※地域子ども・子育て支援事業では、事業別に、年度ごとに算出

保護者の就労状況等から分類する潜在的家庭類型は以下のとおりです。

３　家庭類型の定義

家庭類型	就労状況等
タイプＡ	ひとり親家庭
タイプＢ	フルタイム×フルタイム
タイプＣ	フルタイム×パートタイム（就労時間:月 120 時間以上＋下限時間～120 時間の一部）※
タイプＣ′	フルタイム×パートタイム（就労時間:月下限時間未満＋下限時間～120 時間の一部）※
タイプＤ	専業主婦（夫）
タイプＥ	パートタイム×パートタイム（就労時間:双方が　月 120 時間以上＋下限時間～120 時間の一部）※
タイプＥ′	パートタイム×パートタイム（就労時間:いずれかが　月 120 時間以上＋下限時間～120 時間の一部）※
タイプＦ	無業×無業

（※）就労時間に関する考え方は以下のとおりです。

月 120 時間以上	⇒	＝両親ともフルタイムで就労する場合又はそれに近い場合を想定 →「保育標準時間利用」 保育必要量：１日 11 時間までの利用に対応
月**48 時間以上**～120 時間未満	⇒	＝両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合を想定 →「保育短時間利用」 保育必要量：１日８時間までの利用に対応 【ＣとＣ´（ＥとＥ´）の区分】 現在の利用状況又は今後の利用意向を勘案し，学校教育を利用する可能性が高い者をＣ´（Ｅ´）に区分する
月 **48 時間未満**	⇒	下限時間＝保育の必要性の認定の対象となる就労時間の下限 48～64 時間／月の間で市町村が定める （美波町では 48 時間に下限を設定）

４　量の見込みの算出方法のイメージ

・家庭類型別児童数の算出

家庭類型	推計児童数（人）		潜在家庭類型割合		家庭類型別児童数
タイプA	※コーホート変化率法による年度ごと年齢ごとの推計児童数	×		＝	
タイプB		×		＝	
タイプC		×		＝	
タイプC’		×		＝	
タイプD		×		＝	
タイプE		×		＝	
タイプE’		×		＝	
タイプF		×		＝	

・量の見込みの算出

家庭類型	家庭類型別児童数		利用意向率		量の見込み
タイプA		×		＝	
タイプB		×		＝	
タイプC		×		＝	
タイプC’		×		＝	
タイプD		×		＝	
タイプE		×		＝	
タイプE’		×		＝	
タイプF		×		＝	

※年度ごと、年齢区分ごとに算出。年齢区分は事業による。

参考　本町の潜在的な就労ニーズ

量の見込みの算出にあたって、国の示す手順では、就学前の子どもの父母の有無、父母の現在の就労状況などを類型化した「家庭類型」をニーズ調査の回答から求め、さらに潜在的な家庭類型ごとに、就学前の教育・保育や子ども・子育て支援事業のニーズ量を求めるよう示しています。

父母の有無	父母の就労状況	家庭類型
ひとり親家庭		タイプＡ
両親のいる家庭	フルタイム×フルタイム	タイプＢ
	フルタイム×パートタイム	タイプＣ・Ｃ´
	フルタイム又はパートタイム×無業	タイプＤ
	パートタイム×パートタイム	タイプＥ・Ｅ´
	無業×無業	タイプＦ

潜在的な家庭類型とは、現在パートタイムの方の「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」、現在就労していない方の「すぐにでも、もしくは１年以内に就労したい」が実現した場合を踏まえた分類となり、待機児童のいる自治体では考慮すべき要素となります。

しかし、本町では待機児童はいません。また、下記ニーズ調査結果でも、現状から見込まれる共働き家庭の増加は 7.2%であり、大きな影響はないことが考えられます。

家庭類型	現在		潜在	
	人	割合	人	割合
タイプＡ	11	7.9%	11	7.9%
タイプＢ	72	51.4%	74	52.9%
タイプＣ・Ｃ´	32	22.9%	40	28.6%
タイプＤ	25	17.9%	15	10.7%
タイプＥ・Ｅ´	0	0.0%	0	0.0%
タイプＦ	0	0.0%	0	0.0%

５　量の見込み一覧

本町のこども園の利用者数の提供見込量は、推計児童人口にニーズ調査結果から得た利用意向率を乗じて算出します。町内に居住する子どもの教育・保育の見込量は、以下のとおりです。

＜教育・保育給付対象事業＞

	令和 ２年度	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度	令和 ６年度
１号認定子ども（３歳以上保育の必要性なし）	4	4	4	4	4
２号認定子ども（3～5歳、幼稚園の利用希望が強い）	0	0	0	0	0
２号認定子ども（3～5歳、保育園等利用希望者）	90	88	90	86	83
３号認定子ども（０歳）	9	8	9	8	8
３号認定子ども（１・２歳）	34	34	31	31	31

※３号認定子どもについては、ニーズ調査結果の育休取得率も踏まえて算出。

＜地域子ども・子育て支援事業＞

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
利用者支援事業【単位：か所】		1	1	1	1	1
地域子育て支援拠点事業【単位：延組/月】		186	183	181	174	170
妊婦健康診査【単位：延件/年】		364	392	364	336	308
乳児家庭全戸訪問事業【単位：人/年】		28	26	28	26	24
養育支援訪問事業等【単位：人/年】		6	6	6	8	8
子育て短期支援事業【単位：延人/年】		0	0	0	0	0
ファミリー・サポート・センター事業【単位：延件/年】		0	0	0	0	0
一時預かり事業（1号認定対象）【単位：延人/年】※1		0	0	0	0	0
一時預かり事業（2号認定対象）【単位：延人/年】※1		0	0	0	0	0
一時預かり事業（未就園児対象）【単位：延人/年】		291	285	282	272	264
延長保育事業【単位：人】		4	4	4	4	4
病児保育事業【単位：延人/年】		3	3	3	3	3
放課後児童クラブ※2	小学１年生	3	4	3	3	3
	小学２年生	3	3	4	3	3
	小学３年生	3	3	3	4	3
	小学４年生	3	2	2	2	3
	小学５年生	2	3	2	2	2
	小学６年生	2	2	3	2	2
	低学年　計	9	10	10	10	9
	高学年　計	7	7	7	6	7
	合計	16	17	17	16	16

※１：こども園短時間児の預かり保育希望者の量の見込み。
※２：１～３年生は、ニーズ調査問 19 で、「放課後児童クラブ」と回答した割合 9.4%を推計人口に乗じて算出。
　　４～６年生は、ニーズ調査問 20 で、「放課後児童クラブ」と回答した割合 6.3%を推計人口に乗じて算出。

第2節　教育･保育給付対象事業の見込量と確保方策

１　見込量と確保方策

■１号認定（認定こども園・幼稚園）【３歳以上】

家庭類型がタイプＣ′、D、E、Ｆの３歳以上で、「幼稚園」又は「認定こども園」を利用したいと回答した人がここに含まれます。

■２号認定（認定こども園・保育所）【３歳以上】

家庭類型がタイプＡ、B、C、Ｅの３歳以上で、「認定こども園」、「保育所」等を利用したいと回答した人を含みます。

■３号認定【０歳】（認定こども園・保育所）

家庭類型がタイプＡ、B、C、Ｅの０歳で、今後、「認定こども園」、「保育所」等を利用したいと回答した人を含みます。

■３号認定【１・２歳】（認定こども園・保育所）

家庭類型がタイプＡ、B、C、Ｅの１･２歳で、今後、「認定こども園」、「保育所」等を利用したいと回答した人を含みます。

本町のこども園４園の定員の合計は 250 人となっており、計画期間内の入所者数は、現状の定員を下回ることが見込まれます。

現状の体制を継続するとともに、３歳未満児のニーズに備え、保育士の確保に努め、職員の加配によって対応していきます。

	量の見込みと確保方策　（各年４月１日時点　単位：人）							
	令和２年				令和３年			
	１号	２号	３号		１号	２号	３号	
			０歳	1,2 歳			０歳	1,2 歳
①量の見込み	4	90	9	34	4	88	8	34
②確保方策　特定教育保育施設	55	128	17	50	55	128	17	50
過不足　②-①	51	38	8	16	51	40	9	16

	量の見込みと確保方策　（各年４月１日時点　単位：人）											
	令和４年				令和５年				令和６年			
	１号	２号	３号		１号	２号	３号		１号	２号	３号	
			０歳	1,2 歳			０歳	1,2 歳			０歳	1,2 歳
①量の見込み	4	90	9	31	4	86	8	31	4	83	8	31
②確保方策　特定教育保育施設	55	128	17	50	55	128	17	50	55	128	17	50
過不足　②-①	51	38	8	19	51	42	9	19	51	45	9	19

確保方策（利用定員）
特定教育保育施設 ・認定こども園　４園（１号定員：55 人、２号定員：128 人、３号定員 67 人）

２　幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保

こども園と小学校との間での職員の交流等による連携を推進し、質の高い教育・保育を提供するよう努めます。

また、幼児教育・保育の質の向上に資するよう教育・保育に関する専門的知識・技能に基づき助言その他の支援を行う職員の配置について検討していきます。

さらに、障がい児や外国に繋がる幼児等、支援が必要な子どもがいた場合、円滑な利用ができるよう関係機関で連携し、適切な対応に努めます。

第3節　地域子ども･子育て支援事業の見込量と確保方策

１　利用者支援事業

子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用に当たっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施する事業です。

本町では、令和３年３月に開設した子育て世代包括支援センター「まんまる」において、妊娠期から子育て期を安心して過ごせるようサポートをしていきます。

		令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
量の見込み（か所）		1	1	1	1	1
確保方策	基本型・特定型（か所）	0	0	0	0	0
	母子保健型（か所）	1	1	1	1	1
	その他（か所）	0	0	0	0	0

２　地域子育て支援拠点事業

乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供などを身近な場所で実施する事業です。本町では、地域交流支援センターにて「ももほっぺ」として実施しています。現在の事業を継続していきます。

※量の見込みは、これまでの実績平均から算出。
※端数処理の関係から、年延人日と月延人日が一致しないことがある。

	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
量の見込み（延人日／月）	186	183	181	174	170
量の見込み（延人日／年）	2,230	2,196	2,173	2,093	2,036
確保方策（か所）	1	1	1	1	1

３　妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業で、妊婦健康診査にかかる費用を回数 14 回で助成しています。平成 30 年度の年間延べ利用者件数は、357 件でした。安全で安心な出産のために、引き続きすべての健診について助成を推進していきます。

※量の見込みは、妊婦健診を 14 回受診するとし、将来の推計０歳児数を乗じて推計。

	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
量の見込み（人回）	364	392	364	336	308
確保方策（人回）	364	392	364	336	308

４　乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

新生児がいる全家庭を保健師が訪問し、新生児の発育発達の確認や、子育て支援に関する情報提供や相談を行います。平成 30 年度の年間延べ件数は 34 件でした。今後も、新生児のいる全家庭に対し、実施していきます。

※量の見込みは、将来の推計０歳児数。

	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
量の見込み（人）	28	26	28	26	24
確保方策（人）	28	26	28	26	24

５　養育支援訪問事業等

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、養育に関する指導や助言を行い、保護者の養育能力を向上させるための相談支援などを行う事業です。

本町では、支援が必要な家庭に対し、保健師の継続訪問により相談等の支援を実施しており、平成 30 年度の年間延べ件数は６世帯 18 件でした。引き続き支援が必要な家庭に対し、実施していきます。

※量の見込みは、これまでの実績の平均値から推計。

	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
量の見込み（人）	6	6	6	8	8
確保方策（人）	6	6	6	8	8

６　子育て短期支援事業

短期入所生活援助（ショートステイ）事業と夜間養護等（トワイライトステイ）事業があります。ショートステイは、保護者が、疾病・疲労などの身体上・精神上・環境上の理由により子どもの養育が困難となった場合等に、児童養護施設などの保護を適切に行うことができる施設において原則として７日以内の養育･保護を行う事業です。トワイライトステイは、平日の夜間又は休日に不在となり、児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かる事業です。

現在、社会福祉法人たちばな学苑（児童養護施設）、社会福祉法人宝田寮（児童養護施設）、徳島赤十字乳児院への委託による実施体制を確保しており、実績は０ですが、現状を維持しニーズに対応していきます。

※量の見込みはニーズ調査結果から算出。

		令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
量の見込み（延人日/年）		0	0	0	0	0
確保方策	（延人日/年）	0	0	0	0	0
	（実施か所数）	3	3	3	3	3

7　一時預かり事業及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

（１）認定こども園における在園児を対象とした預かり保育（一時預かり事業・幼稚園型）

１号認定の在園児を対象に、通常の教育時間終了後 14 時から希望に応じて、預かり保育を実施する事業です。

町内すべての認定こども園で提供体制を確保しており、平成 30 年度の年間延べ件数は０人日でした。ニーズは０となっていますが、現状で受け入れる余裕はあり、保護者の希望に応じて対応していきます。

※量の見込みはニーズ調査結果から算出。

	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
量の見込み（延人日／年）	0	0	0	0	0
確保方策（か所）	4	4	4	4	4

（２）未就園児の一時預かり及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

親の疾病、通院等及び、不定期の就労等の目的で、一時的に子どもを預けたい人に対応する事業です。本町では、こども園での一時預かり及びファミリー・サポート・センターの実施によって、この一時預かりのニーズにも対応していきます。

※量の見込みは、これまでの実績の最大値から推計。

	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
量の見込み（延人日／年）	291	285	282	272	264
確保方策（延人日／年）	291	285	282	272	264
	こども園の一時預かり ファミリー・サポート・センターによる対応				

※量の見込みはニーズ調査結果から算出。

（人）	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
量の見込み（低学年）	0	0	0	0	0
量の見込み（高学年）	0	0	0	0	0
確保方策	ファミリー・サポート・センターによる対応				

８　延長保育事業

延長保育事業は、通常の利用時間帯以外の時間において保育を行う事業です。

本町では、18 時から 19 時までの延長保育を実施しています。平成 30 年度の実績は 21 人でした。現在の事業を継続していきますが、事業の実施については、地域の実情に応じ、弾力的な運用も可能とします。

※量の見込みは、これまでの実績の平均値から推計。

	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
量の見込み（人）	19	19	18	18	17
確保方策（人）	19	19	18	18	17
	認定こども園４園で対応				

９　病児保育事業

病児保育事業は、子どもが急な病気となった場合、病院・保育園等に付設された専用スペースなどで看護師などが一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育園の医務室等において看護師等が緊急的な対応を行う事業です。

現在本町では、病後児保育について徳島県看護協会に委託して実施しており、平成 30 年度の実績は年間延 2 人日でした。広報誌などによる広報活動を行いニーズに対応していきます。

※量の見込みは、これまでの実績の最大値から推計。

	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
量の見込み（延人日／年）	3	3	3	3	3
確保方策（延人日／年）	徳島県看護協会に委託				

10　放課後児童健全育成事業（新・放課後子ども総合プラン）

共働き家庭等の「小１の壁」・「待機児童」を解消するとともに、すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進することが全国的に求められています。

放課後児童クラブは、共働き家庭など留守家庭のおおむね 11 歳未満の児童に対して、学校の余裕教室、公民館などで、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。

本町では、本事業は未実施としていますが、児童館・こども広場が事実上放課後児童クラブの役割を果たしています。児童館の開館時間は月～金 9:30～18:00、土 9:00～17:00、夏休み期間は月～金 8:30～18:00、土 9:00～17:00 となっています。障がい児など、支援が必要な子どもについても、円滑な受け入れができるよう努めていきます。

※量の見込みはニーズ調査結果から算出。

		令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
量の見込み（人）	１年生	３	４	３	３	３
	２年生	３	３	４	３	３
	３年生	３	３	３	４	３
	４年生	３	２	２	２	３
	５年生	２	３	２	２	２
	６年生	２	２	３	２	２
確保方策		児童館・こども広場で対応していきます				

11　実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

国の基準に準じた事業実施の予定はありませんが、町独自の経済的支援を図ります。

12　多様な事業者の参入促進・能力活用事業

新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障がい児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業です。

今後の事業者等の要望があった場合に、当事業の実施を検討します。

第６章

計画の推進

第1節　計画の推進に当たっての役割分担と連携

１　連携による施策の推進

計画の推進に当たっては、すべての住民が、子ども・子育てを社会全体の問題として認識し、関与していくことが重要です。

住民、地域、事業者をはじめ社会全体で子ども・子育てにかかわるという意識づくりに向けて、様々な機会を通じて地域住民の理解を深め、連携・協力を図るよう努めていきます。

多様化した子育て支援に関する住民ニーズにきめ細かく対応していくためには、行政側からの一方的なサービス提供だけでは困難です。

本計画に関わる多くの事業は、人と人とのふれあいや、様々な人たちとのかかわりが重要な要素であることから、子どもを含む住民やＮＰＯ、地域団体などの各種関係団体と連携し、施策を推進していきます。

２　庁内における推進体制の充実

本計画における施策・事業は、保健・福祉関係部局、教育関係部局など、様々な部局に及びます。

住民に効率的かつ効果的なサービスを提供するため、関係各部局の役割分担と連携により、施策の効果的な推進を図ります。

３　役割分担

関係主体それぞれの役割分担は、下記のとおりとします。

関係主体	役割
美波町	１．子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子育て支援事業を総合的かつ計画的に行う。 ２．子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行う。 ３．子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保する。

関係主体	役割
徳島県	法に基づく事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対し、必要な助言及び適切な援助を行う。 特に専門性の高い施策及び市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じる。
国	法に基づく事業が適正かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講じる。
事業主	雇用する労働者に係る多様な労働条件と、労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られる雇用環境を整備する。 国又は徳島県や美波町が講ずる子ども・子育て支援へ協力する。
地域住民 （ＮＰＯ等含む）	子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は徳島県や美波町が講ずる子ども・子育て支援へ協力する。

第2節　計画の進行管理

本計画の施策・事業の実施に当たっては、国や県など関係機関との情報交換、連携を強化するとともに、今後の社会・経済情勢の変化に的確かつ柔軟に対応しながら、限られた財源の中で、必要な施策・事業を、可能な限り着実に推進するよう努めていきます。

このため、ＰＤＣＡサイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき、計画の実施状況について定期的な点検を行うとともに、その後の対策については、住民の意見を反映させながら検討を行い、必要に応じて変更等の措置を講じるよう努めていきます。

資料編

第1節　子ども･子育て会議設置要綱

平成25年9月30日

告示第12号

改正　平成27年4月1日告示第21号

平成29年4月1日告示第18号

(設置)

第1条　子どもが健やかに成長することができる社会の実現に関する事項及び子どもが健やかに育成される環境の整備に関する事項を審議するため、美波町子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(掌握事務)

第2条　子育て会議は、次に掲げる事務をつかさどる

(1)　子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。

(2)　前号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

(組織)

第3条　子育て会議は、次に掲げる者のうちから町長が任命する(以下「委員」という。)をもって組織する。

(1)　副町長

(2)　教育長

(3)　認定こども園長

(4)　認定こども園保護者の代表

(5)　小学校PTAの代表

(6)　小・中学校長

(7)　主任児童委員

(8)　議会代表

(9)　学識経験者

(10)　その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条　委員の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。

2　補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条　子育て会議に、会長及び副会長を1名置き、会長は副町長とし、副会長は委員の中から会

長が指名する。

2　会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条　子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2　会長は、会議の議長となる。

3　会議は委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4　会議の議事は、出席した委員の半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5　会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条　子育て会議の庶務は、福祉課及び教育委員会において処理する。

(その他)

第8条　この要綱に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附　則(平成27年4月1日告示第21号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附　則(平成29年4月1日告示第18号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

第2節　計画策定の経過

年　月　日	事　　項	概　　要
平成 31 年１月	「子育て支援に関するアンケート調査」の実施	・町内の小学校６年生以下のいる世帯 275 世帯の保護者対象 ・回収票 176 票（回収率 64.0%）
平成 31 年２月	「子育て支援に関するアンケート調査」の集計	－
平成 31 年３月５日	美波町子ども・子育て会議の開催	・ニーズ調査について ・ニーズ調査結果報告について
平成 31 年４月～ 令和元年 11 月	計画素案の作成	・第１期計画の総括 ・量の見込みと確保方策の検討等
令和元年 11 月 26 日	美波町子ども・子育て会議の開催	・素案について ・その他
令和２年１月 14 日	美波町子ども・子育て会議の開催	・素案について ・その他
令和２年 ２月３日～21 日	パブリックコメントの実施	－

美波町　第２期　子ども・子育て支援事業計画

令和５年３月改定

発行者　美波町

編集　美波町　福祉課

〒779-2395　徳島県海部郡美波町奥河内字本村 18-1